

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年3月11日提出
【計算期間】	第17特定期間(自 2021年6月15日至 2021年12月13日)
【ファンド名】	国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型） 国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型） 国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型） 国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンド 1,800億円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

＜各ファンド＞

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 (リート)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

＜円コース＞

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産(投資信託証券 (不動産投信)) 資産複合	年1回	グローバル		あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	
	その他	アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		
なし				

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

<為替ヘッジなしコース>、<インド・ルピーコース>、<インドネシア・ルピアコース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
その他資産(投資信託証券 (不動産投信))	その他	アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

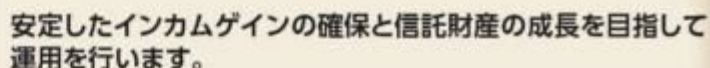
その他資産（投資信託証券（不動産投信））	投資信託証券を通じて、主として不動産投信に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 [*] 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

- ※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)

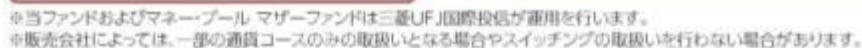


国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)は、為替戦略が異なる4つの通貨コースから構成されています。

- 販売会社によっては、各通貨コース間でスイッチング*1が可能です。

◆ ファンド・オブ・ファンズ方式*2により運用を行います。

- *2 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。
 ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



特色1

日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等に投資します。

- ◆ アジア・リート・マスター・ファンド^{*1}(以下「ARMF」ということがあります。)への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

^{*1} ARMFは、ケイマン籍投資信託証券で、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが運用を行います。

- ◆ 各通貨コースの投資先であるARMFにおいては、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託(リート)等に投資を行います(以下、ARMFが投資を行う不動産投資信託(リート)等の通貨のことを「原資産通貨」ということがあります。)。各通貨コースの投資先であるARMFの各クラスにおける為替取引は以下の通りです。

- 為替ヘッジなしコース

ARMFのLocal Currencyクラスでは、原則として原資産通貨について為替取引は行いません。

- 円コース

ARMFのJPYクラスでは、原則として原資産通貨売り／円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

- インド・ルピーコース、インドネシア・ルピアコース

ARMFの各クラスでは、為替取引の対象通貨をそれぞれインド・ルピー、インドネシア・ルピアとして、原則として原資産通貨売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。

為替取引には、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)^{*2}等を活用します。

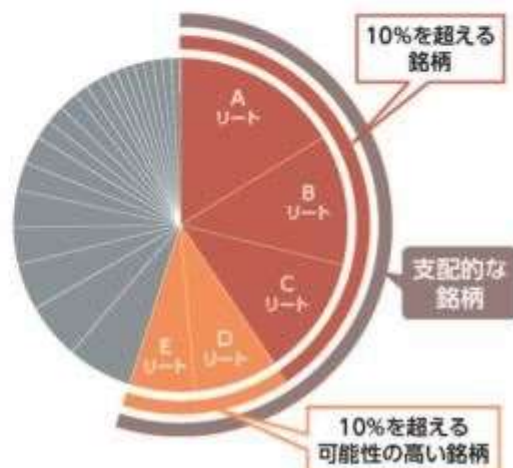
^{*2} 直物為替先渡取引(NDF)の詳細は、後記「直物為替先渡取引(NDF)について」をご参照ください。

- ◆ 各ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度^{*}が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄)が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

- ◆ 各ファンドは、日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場している不動産投資信託(リート)等に実質的に投資します。各ファンドの投資対象には支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

^{*}寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成比率を指します。

投資対象における寄与度の例



※上記の図は特化型運用を説明するためのイメージ図であり、実際とは異なります。

特色

2

不動産投資信託(リート)等の安定したインカムゲインの確保と、
値上がり益、および為替差益の獲得を目指します。

◆各通貨コースの収益の源泉には、3つの要素があります。

要素

1

日本を除くアジア諸国・地域の不動産投資信託(リート)等への投資

日本を除くアジア諸国・地域の不動産投資信託(リート)等を実質的な主要投資対象とすることで、安定したインカムゲインの確保と値上がり益の獲得を目指します。

リートとは

リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



好利回り

一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の適格要件を満たすことで法人税等が减免される仕組みとなっており、収益の大部分を投資者が受け取ることで好利回りが期待されます。



専門家の不動産運営

不動産の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。



少額から投資可能

不動産への直接投資と比べ、少額の資金で投資を行うことができます。



流動性

金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



不動産投資のリスク分散

複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

要素

2

原資産通貨と各通貨コース(為替ヘッジなしコースを除く)の対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」

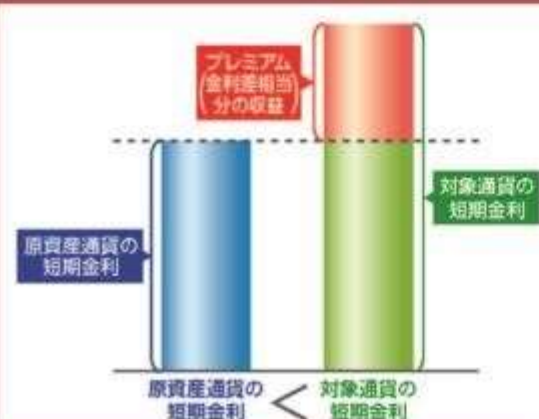
各通貨コース(為替ヘッジなしコースを除く)の対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利*と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

※対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

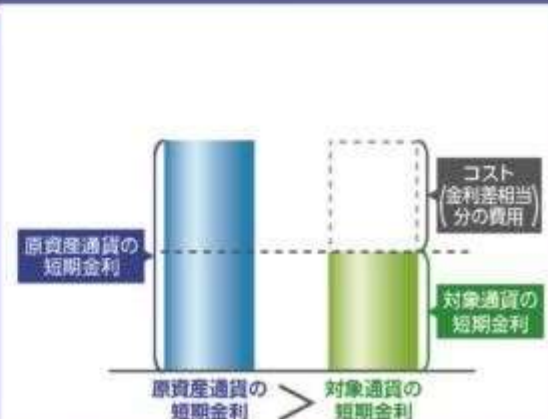
※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分からカイ離する場合があります。

* 当ファンドにおいて、原資産通貨の短期金利とは、投資している原資産の複数の通貨の短期金利をその組入比率により加重平均したものです。

為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)を獲得する例



為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が発生する例



※上記の図は為替取引によるプレミアム/コストの概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

要素3

対象通貨の為替変動(円コースを除きます。)

〈為替ヘッジなしコース〉

原則として原資産通貨について為替取引を行いませんので、原資産通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

〈インド・ルピーコース、インドネシア・ルピアコース〉

原則として原資産通貨売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、各通貨コースの対象通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

◆各通貨コースの対象通貨の為替変動により以下のような影響を受けます。

各通貨コース	為替変動の影響		
	下落	基準価額	上昇
為替ヘッジなしコース	原資産通貨安 ← 円に対して → 原資産通貨高		
 円コース	原則として原資産通貨売り／円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行い、 為替変動リスクの低減をはかります。		
 インド・ルピーコース	インド・ルピー安 ← 円に対して → インド・ルピー高		
 インドネシア・ルピアコース	インドネシア・ルピア安 ← 円に対して → インドネシア・ルピア高		

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



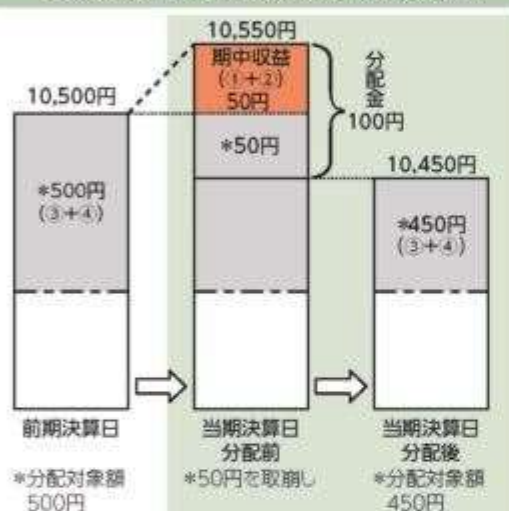
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

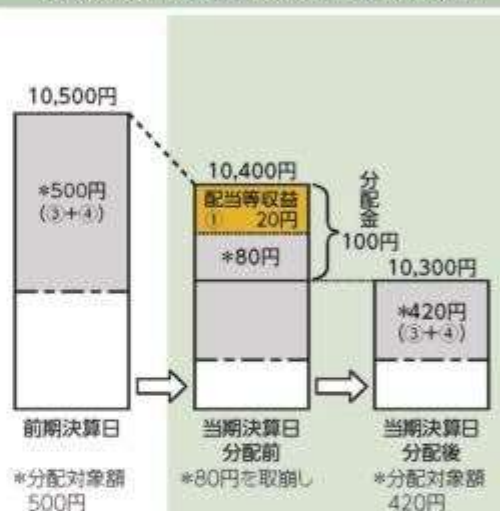
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



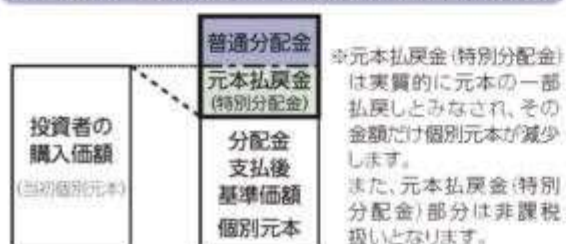
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

主な投資制限

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

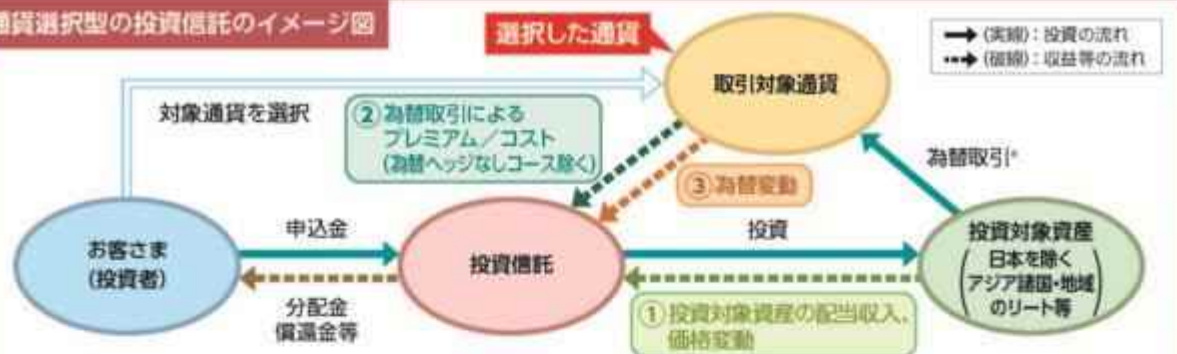
1発行体等あたりの投資制限

1発行体等あたりの各ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。

通貨選択型ファンドの収益／損失に関する説明

◆通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該通貨の対円での為替リスクが発生することにご留意ください。

※上記イメージ図は、通貨選択型の投資信託の仕組みを分かり易く表したものであり、実際には、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前記「ファンドのしくみ（各通貨コース）」をご参照ください。

◆通貨選択型の投資信託の収益の源泉としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることにご留意ください。

1. 投資対象資産による収益（上図①部分）

- 投資対象資産が値上がりした場合等には、基準価額の上昇要因となります。
- 逆に、投資対象資産が値下がりした場合等には、基準価額の下落要因となります。

2. 為替取引によるプレミアム／コスト（上図②部分）

- 為替取引により、「選択した通貨」（コース）の短期金利が、原資産通貨の短期金利*よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。（為替ヘッジなしコースを除く）
- 逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。（為替ヘッジなしコースを除く）

*当ファンドにおいて、原資産通貨の短期金利とは、投資している原資産の複数の通貨の短期金利をその組入比率により加重平均したものです。

※「為替ヘッジなしコース」は為替取引を行わないため、為替取引によるプレミアム／コストは発生しません。

※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

3. 為替変動による収益（上図③部分）

- 投資対象資産が実質的に選択した通貨（円を除く、以下同じ）建てとなるように為替取引を行った結果、上図③の部分については、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- 「選択した通貨」の対円レートが上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落（円高）した場合は、為替差損が生じます。
- 「為替ヘッジなしコース」は、原資産通貨が対円で上昇（円安）した場合は為替差益を得ることができ、逆に原資産通貨が対円で下落（円高）した場合は為替差損が生じます。

◆これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

収益の源泉 = ① 投資対象資産の配当収入、価格変動 + ② 為替取引によるプレミアム／コスト（為替ヘッジなしコースを除く） + ③ 為替差益／為替差損			
収益を得られるケース	● 投資対象資産の市況の好転 日本を除くアジア諸国・地域のリート等の価格の上昇	● 取引対象通貨の短期金利が原資産通貨の短期金利を上回る プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	● 取引対象通貨が対円で上昇（円安）（為替ヘッジなしコースは原資産通貨が対円で上昇（円安）） 為替差益を得る
損失やコストが発生するケース	● 日本を除くアジア諸国・地域のリート等の価格の下落 ● 投資対象資産の市況の悪化	● コスト（金利差相当分の費用）の発生 ● 取引対象通貨の短期金利が原資産通貨の短期金利を下回る	● 為替差損が生じる ● 取引対象通貨が対円で下落（円高）（為替ヘッジなしコースは原資産通貨が対円で下落（円高））

（注）為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制などで機動的に外国為替予約取引を行えないことがあり、直物為替先渡取引（NDF）を活用する場合があります。
為替取引を行う場合のプレミアム／コストは、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは異なる場合があります。

※上記は、主な収益源の要素の説明であり、全ての要素を網羅しているものではなく、将来における運用成果を予想あるいは保証するものではありません。市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

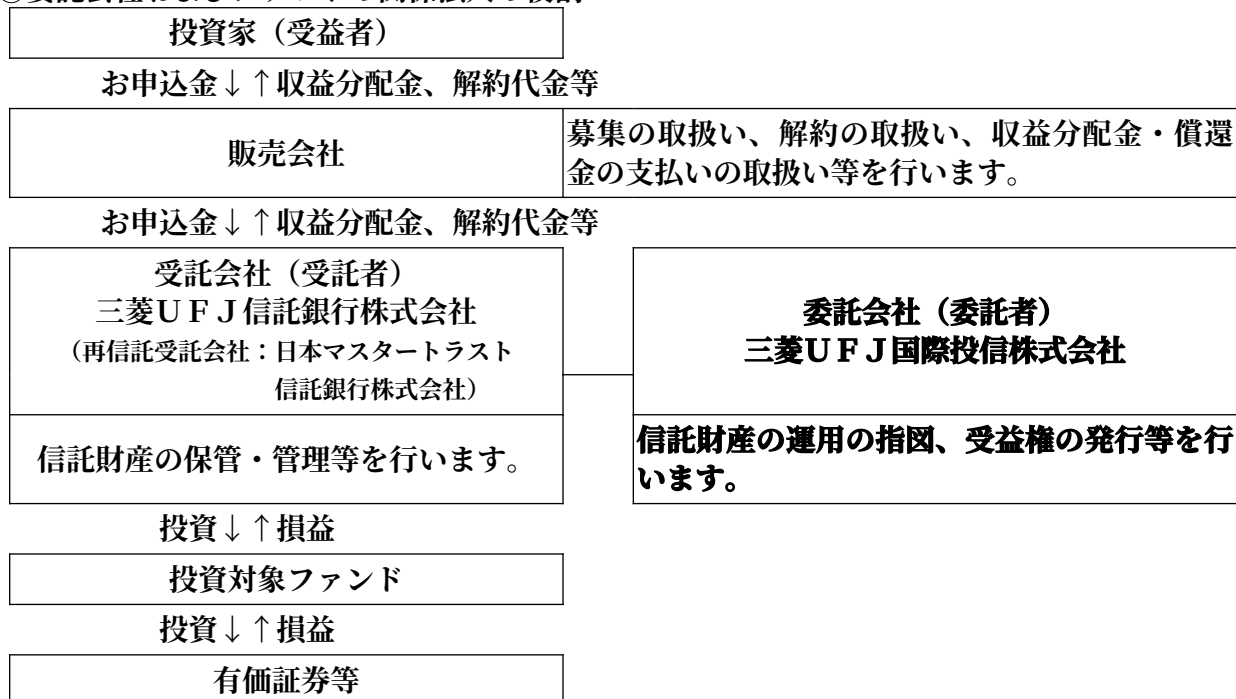
（2）【ファンドの沿革】

2013年9月20日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱UFJ国際投信株式会社に承継
2018年3月13日 マレーシア・リングコース（毎月決算型）の繰上償還
2022年3月12日 信託期間を2023年6月13日までから2028年6月13日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2021年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に變更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に變更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

a. 円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（後記「※1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

b. 円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（後記「※1」をご参照ください。）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします（以下、当該外国投資信託が投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。）。なお、各通貨コース（為替ヘッジなしコースを除く）は、当該外国投資信託において、原則として為替取引（円コースについては「為替ヘッジ」と読み替えます。）を行います。（為替取引または為替ヘッジの内容については後記「※2」をご参照ください。）

c. 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

※1 各通貨コースが投資する「アジア・リート・マスター・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	アジア・リート・マスター・ファンド
為替ヘッジなしコース	Local Currencyクラス
円コース	J P Yクラス
インド・ルピーコース	I N Rクラス
インドネシア・ルピアコース	I D Rクラス

※2 為替取引または為替ヘッジの内容は以下の通りとなります。

各通貨コース	為替取引または為替ヘッジの内容
為替ヘッジなしコース	—
円コース	原資産通貨の売り、円の買い
インド・ルピーコース	原資産通貨の売り、インド・ルピーの買い
インドネシア・ルピアコース	原資産通貨の売り、インドネシア・ルピアの買い

※3 各通貨コースの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、主要投資対象として「アジア・リート・マスター・ファンド」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

③ 運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（前記（1）投資方針「※1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド(前記（1）投資方針「※1」をご参照ください。)の受益証券のほか、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. およびb. の証券または証書の性質を有するもの
- d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からd. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)各通貨コースが投資対象とする投資先ファンドの概要

名称	アジア・リート・マスター・ファンド	(Local Currencyクラス)
		(JPYクラス)
		(INRクラス)
		(IDRクラス)
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建	
目的及び基本的性格	- 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。 - シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託（リート）等に投資を行います。また、各クラス（Local Currencyクラスを除く）では、原則として外国為替予約取引および直物為替先渡取引（NDF）等を活用した為替取引を行います。	
運用方針及び投資制限	1. 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等に投資を行います。 不動産投資信託（リート）等の組入比率は原則として高位を保ちます。 2. シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託（リート）等に投資を行います（以下、投資先ファンドが投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」ということがあります。）。各クラスにおける為替取引は以下の通りです。	
	Local Currencyクラス	原則として、原資産通貨について為替取引は行いません。
	JPYクラス	原則として、原資産通貨について原資産通貨売り／円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行います。
	INRクラス	原則として、原資産通貨について原資産通貨売り／インド・ルピー買いの為替取引を行います。
	IDRクラス	原則として、原資産通貨について原資産通貨売り／インドネシア・ルピア買いの為替取引を行います。
	3. 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。 4. 1発行体等あたりの純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。	

投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)
信託期限	無期限
設定日	2013年9月20日
会計年度末	毎年8月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.74%程度 (運用報酬:年率0.65%、管理費用:年率0.09%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。

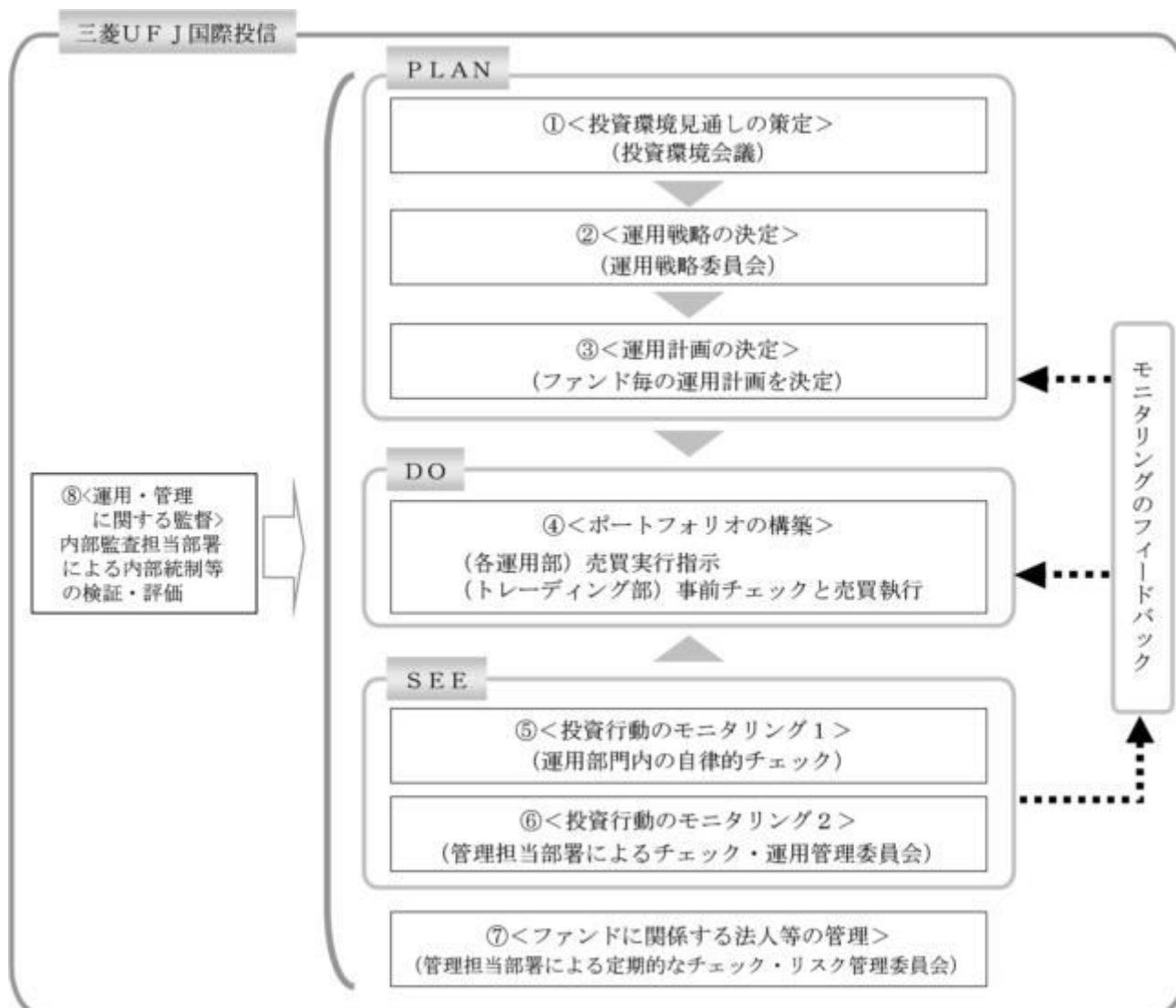
「イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド」について

イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、1994年10月にシンガポールにおいて設立された運用会社です。アジア・アフリカ地域を中心に金融サービスを展開する英国ブルーデンシャル社のアジアにおける資産運用事業部門であるイーストスプリング・インベストメンツ・グループに所属しており、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。(2021年12月末現在)

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。 ② わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。 (ア) A-2格相当以上の短期信用格付 (イ) A格相当以上の長期信用格付 (ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの ③ 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。 ④ 投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。

信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）
主な 関係法人	・委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 ・受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎月13日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第１期の決算日は2013年12月13日とします。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等

収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限

a. 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. の比率を超えることとなった場合には、委託会社は、原則として、超えることとなった日から1ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、各ファンドの設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

⑦ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日

から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

a. 為替変動リスク

<為替ヘッジなしコース>

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として為替取引を行いません。そのため、原資産通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

<円コース>

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として原資産通貨売り／円買いの為替取引により対円では為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、円金利が原資産通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

<各通貨コース（為替ヘッジなしコースおよび円コースを除く）>

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として原資産通貨売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各通貨コースの対象通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

また、各通貨コースの対象通貨の金利が原資産通貨の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

b. 価格変動リスク

実質的に投資しているリート等の価格は当該リート等が組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リート等の価格が上昇すればファンドの基準価額の上昇要因となり、リート等の価格が下落すればファンドの基準価額の下落要因となります。

c. 金利変動リスク

金利上昇時には実質的に投資しているリート等の配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リート等の価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リート等が資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リート等の価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

d. 信用リスク

実質的に投資しているリート等の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リート等の価格が下落すれば、ファンドの基準価額の下落要因となります。

e. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リート等は市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

f. カントリー・リスク

リート等の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・ 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・ 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・ 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・ 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国のリート等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

g. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

h. その他の主な留意点

- （a）投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、a. から g. までのリスクの影響が大きくなる可能性があります。
- （b）通貨コースによっては、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

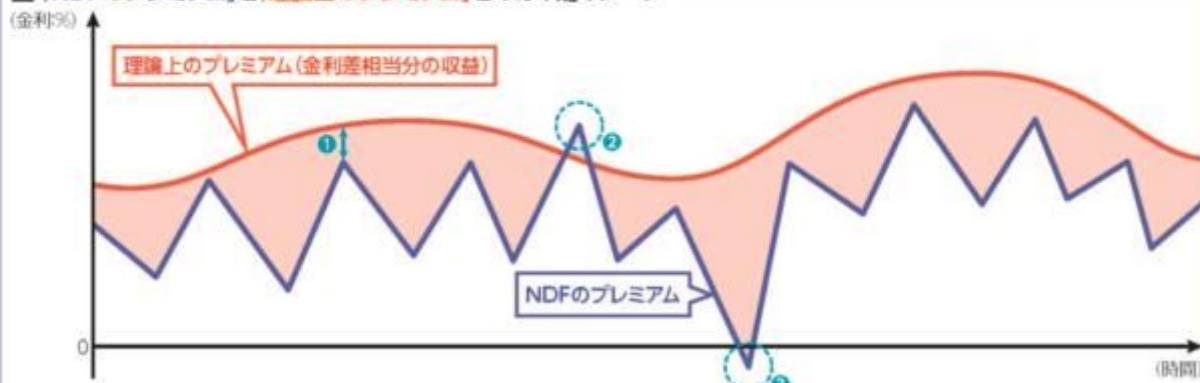
直物為替先渡取引(NDF)について

外国為替先渡取引の一種であり、対象通貨を用いた受渡しを行わずに、主に米ドルなど主要通貨による差金決済を相対で行う取引です。

- ・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、外国為替取引に関する規制などで機動的に為替予約取引を行えないことがあり、NDFを活用する場合があります。
- ・NDFは、通常の為替予約取引とは異なり、当局による規制などにより裁定が働かない場合があります。そのため、需給や当該通貨に対する期待等により、NDFのプレミアム^{*1}が、取引時点における理論上のプレミアム（金利差相当分の収益）^{*2}から大きく乖離する場合があります。その場合、理論上のプレミアムから減少^①（増加^②）することや、NDFのプレミアムがマイナス^③となることがあります（費用の発生）。

^{*1} NDFのプレミアム＝NDFを用いた為替取引によるプレミアム ^{*2} 理論上のプレミアム＝為替取引による理論上のプレミアム

■「NDFのプレミアム」と「理論上のプレミアム」との乖離イメージ



※上記は、理論上のプレミアムがある場合のイメージであり、すべての事象が当てはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。
 ※上記の要因以外でも、米ドルの短期金利が上昇した場合もしくは対象通貨の短期金利が低下した場合等には、NDFのプレミアムが減少したりマイナスとなることがあります。
 ※上記は、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場に関する説明の一部であり、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

- (c) 資産によって価格変動リスクが異なることから、通貨選択型投資信託においても、投資対象資産により、基準価額の変動の大きさが異なります。
- (d) 各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該通貨コースは繰上償還されます。また、各通貨コースについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合または各通貨コースの受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- (e) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- (f) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- (g) リート等の構造上のリスク
 - ・リート等が投資する不動産に関するリスク
 リート等が投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リート等の価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リート等の価格が下落することがあります。
 - ・リート等の経営陣等に関するリスク
 リート等の経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リート等の収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリート等の価格形成等に影響を与えることがあります。
 - ・リート等の資金調達に関するリスク
 リート等は制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリート等は、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
 - ・リート等の規模に関するリスク
 一般的にリート等の時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。

・リート等の規制環境に関するリスク

リート等に関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リート等の価格形成等に影響を与えることがあります。

- (h) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (i) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

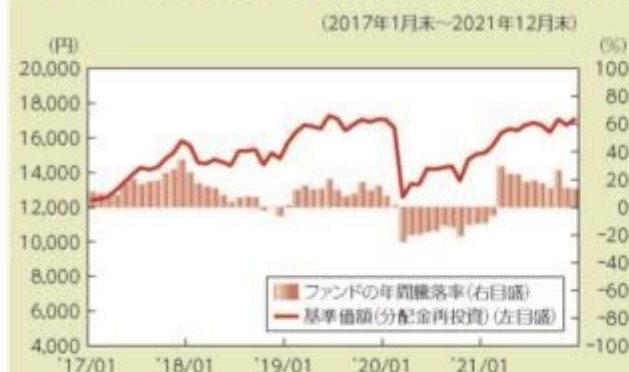
＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

為替ヘッジなしコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

インド・ルピーコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

インドネシア・ルピアコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.2430%（税抜1.1300%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／

365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3500%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

③ 前記のほかに各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率^{*}は、年率1.9830%程度（税込）（年率1.8700%程度（税抜））です。

※ 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「アジア・リート・マスター・ファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.65%、管理費用：年率0.09%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等もファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※ 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

※上記は2021年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	10,997,903,070	99.01
親投資信託受益証券	日本	100,000	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	110,030,698	0.99
純資産総額		11,108,033,768	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド（Local Currencyクラス）	12,884,141,366	0.81	10,436,154,506	0.8536	10,997,903,070	99.01
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0040	100,000	1.0040	100,000	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年12月13日)	1,782,785,300	1,788,234,371	9,815	9,845
第2計算期間末日 (平成26年 1月14日)	1,959,093,817	1,965,013,653	9,928	9,958
第3計算期間末日 (平成26年 2月13日)	1,930,499,220	1,936,455,648	9,723	9,753
第4計算期間末日 (平成26年 3月13日)	1,893,719,229	1,899,444,719	9,923	9,953
第5計算期間末日 (平成26年 4月14日)	1,536,135,410	1,540,675,682	10,150	10,180
第6計算期間末日 (平成26年 5月13日)	1,493,983,881	1,498,231,724	10,551	10,581
第7計算期間末日 (平成26年 6月13日)	1,271,692,473	1,275,275,613	10,647	10,677
第8計算期間末日 (平成26年 7月14日)	1,469,495,033	1,473,599,165	10,742	10,772
第9計算期間末日 (平成26年 8月13日)	1,714,338,524	1,719,066,300	10,878	10,908
第10計算期間末日 (平成26年 9月16日)	1,992,360,573	1,997,514,709	11,597	11,627
第11計算期間末日 (平成26年10月14日)	1,861,052,778	1,866,048,794	11,175	11,205
第12計算期間末日 (平成26年11月13日)	2,024,485,399	2,029,497,431	12,118	12,148
第13計算期間末日 (平成26年12月15日)	2,152,916,021	2,158,130,124	12,387	12,417
第14計算期間末日 (平成27年 1月13日)	2,107,160,757	2,112,268,497	12,376	12,406
第15計算期間末日 (平成27年 2月13日)	2,106,991,526	2,120,456,581	12,518	12,598
第16計算期間末日 (平成27年 3月13日)	2,430,357,858	2,446,049,872	12,390	12,470
第17計算期間末日 (平成27年 4月13日)	2,565,635,358	2,581,755,560	12,733	12,813
第18計算期間末日 (平成27年 5月13日)	2,732,524,761	2,750,031,008	12,487	12,567
第19計算期間末日 (平成27年 6月15日)	2,989,267,806	3,008,362,484	12,524	12,604
第20計算期間末日 (平成27年 7月13日)	3,376,173,002	3,398,415,071	12,143	12,223
第21計算期間末日 (平成27年 8月13日)	3,598,779,265	3,623,916,676	11,453	11,533
第22計算期間末日 (平成27年 9月14日)	3,495,914,736	3,522,680,612	10,449	10,529
第23計算期間末日 (平成27年10月13日)	3,644,997,827	3,671,901,455	10,839	10,919
第24計算期間末日 (平成27年11月13日)	3,804,265,617	3,832,365,360	10,831	10,911
第25計算期間末日 (平成27年12月14日)	3,386,058,218	3,411,959,705	10,458	10,538

第26計算期間末日	(平成28年 1月13日)	3,117,290,032	3,142,818,817	9,769	9,849
第27計算期間末日	(平成28年 2月15日)	3,067,466,583	3,093,134,216	9,561	9,641
第28計算期間末日	(平成28年 3月14日)	3,182,663,199	3,207,806,956	10,126	10,206
第29計算期間末日	(平成28年 4月13日)	3,116,304,323	3,141,350,502	9,954	10,034
第30計算期間末日	(平成28年 5月13日)	3,102,247,498	3,127,389,559	9,871	9,951
第31計算期間末日	(平成28年 6月13日)	3,119,093,710	3,144,475,580	9,831	9,911
第32計算期間末日	(平成28年 7月13日)	3,375,089,638	3,401,476,023	10,233	10,313
第33計算期間末日	(平成28年 8月15日)	3,393,304,663	3,420,803,934	9,872	9,952
第34計算期間末日	(平成28年 9月13日)	3,588,247,473	3,616,675,297	10,098	10,178
第35計算期間末日	(平成28年10月13日)	3,571,902,635	3,601,485,488	9,659	9,739
第36計算期間末日	(平成28年11月14日)	3,588,051,573	3,618,230,139	9,512	9,592
第37計算期間末日	(平成28年12月13日)	3,858,459,562	3,889,311,471	10,005	10,085
第38計算期間末日	(平成29年 1月13日)	3,752,038,658	3,782,524,150	9,846	9,926
第39計算期間末日	(平成29年 2月13日)	3,797,402,748	3,827,773,798	10,003	10,083
第40計算期間末日	(平成29年 3月13日)	3,844,826,913	3,875,966,571	9,878	9,958
第41計算期間末日	(平成29年 4月13日)	3,932,167,383	3,963,982,955	9,887	9,967
第42計算期間末日	(平成29年 5月15日)	4,005,846,235	4,036,926,656	10,311	10,391
第43計算期間末日	(平成29年 6月13日)	3,817,382,412	3,846,773,109	10,391	10,471
第44計算期間末日	(平成29年 7月13日)	4,335,032,776	4,367,585,802	10,653	10,733
第45計算期間末日	(平成29年 8月14日)	4,659,735,087	4,694,832,512	10,621	10,701
第46計算期間末日	(平成29年 9月13日)	4,607,470,773	4,641,667,537	10,779	10,859
第47計算期間末日	(平成29年10月13日)	4,442,430,278	4,475,188,339	10,849	10,929
第48計算期間末日	(平成29年11月13日)	4,444,640,217	4,476,369,308	11,206	11,286
第49計算期間末日	(平成29年12月13日)	4,387,818,665	4,418,317,054	11,510	11,590
第50計算期間末日	(平成30年 1月15日)	4,334,582,850	4,364,460,651	11,606	11,686
第51計算期間末日	(平成30年 2月13日)	3,826,070,506	3,855,242,655	10,492	10,572
第52計算期間末日	(平成30年 3月13日)	3,682,843,400	3,710,779,702	10,546	10,626
第53計算期間末日	(平成30年 4月13日)	3,609,194,871	3,636,674,179	10,507	10,587
第54計算期間末日	(平成30年 5月14日)	3,584,781,309	3,611,966,704	10,549	10,629
第55計算期間末日	(平成30年 6月13日)	3,461,052,303	3,487,342,120	10,532	10,612
第56計算期間末日	(平成30年 7月13日)	3,260,371,809	3,284,990,786	10,595	10,675
第57計算期間末日	(平成30年 8月13日)	3,137,717,156	3,161,772,750	10,435	10,515
第58計算期間末日	(平成30年 9月13日)	3,060,771,450	3,084,530,558	10,306	10,386
第59計算期間末日	(平成30年10月15日)	3,186,534,078	3,212,347,719	9,876	9,956
第60計算期間末日	(平成30年11月13日)	3,578,226,672	3,606,854,622	9,999	10,079
第61計算期間末日	(平成30年12月13日)	4,579,979,297	4,615,519,208	10,309	10,389
第62計算期間末日	(平成31年 1月15日)	5,227,515,488	5,268,909,895	10,103	10,183
第63計算期間末日	(平成31年 2月13日)	11,572,620,892	11,659,708,194	10,631	10,711
第64計算期間末日	(平成31年 3月13日)	22,258,286,877	22,420,984,503	10,945	11,025
第65計算期間末日	(平成31年 4月15日)	22,088,418,136	22,247,675,480	11,096	11,176
第66計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	21,360,123,402	21,519,206,443	10,742	10,822
第67計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	21,455,614,454	21,613,504,414	10,871	10,951

第68計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	21,487,266,411	21,641,338,064	11,157	11,237
第69計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	19,499,695,740	19,649,662,809	10,402	10,482
第70計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	19,822,672,477	19,972,031,503	10,617	10,697
第71計算期間末日	(令和 1年10月15日)	19,312,271,850	19,458,322,862	10,578	10,658
第72計算期間末日	(令和 1年11月13日)	18,111,097,791	18,251,457,861	10,323	10,403
第73計算期間末日	(令和 1年12月13日)	17,757,880,505	17,894,777,033	10,377	10,457
第74計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	17,723,059,081	17,856,958,903	10,589	10,669
第75計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	16,638,076,229	16,765,137,167	10,476	10,556
第76計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	13,663,388,386	13,786,042,703	8,912	8,992
第77計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	11,830,458,832	11,951,602,648	7,813	7,893
第78計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	11,964,550,049	12,039,139,776	8,020	8,070
第79計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	11,922,177,669	11,992,358,176	8,494	8,544
第80計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	10,896,241,242	10,960,858,603	8,431	8,481
第81計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	10,187,004,813	10,247,788,724	8,380	8,430
第82計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	9,616,220,654	9,673,614,435	8,377	8,427
第83計算期間末日	(令和 2年10月13日)	9,196,320,619	9,251,900,780	8,273	8,323
第84計算期間末日	(令和 2年11月13日)	8,959,614,162	9,013,466,184	8,319	8,369
第85計算期間末日	(令和 2年12月14日)	8,767,325,692	8,819,647,357	8,378	8,428
第86計算期間末日	(令和 3年 1月13日)	8,793,272,298	8,844,025,410	8,663	8,713
第87計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	8,273,597,178	8,322,484,325	8,462	8,512
第88計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	8,403,013,372	8,451,484,832	8,668	8,718
第89計算期間末日	(令和 3年 4月13日)	8,909,663,739	8,959,717,248	8,900	8,950
第90計算期間末日	(令和 3年 5月13日)	9,312,697,633	9,364,859,478	8,927	8,977
第91計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	10,957,674,200	11,017,118,044	9,217	9,267
第92計算期間末日	(令和 3年 7月13日)	11,899,288,308	11,963,580,670	9,254	9,304
第93計算期間末日	(令和 3年 8月13日)	11,937,616,858	12,002,891,057	9,144	9,194
第94計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	11,684,797,536	11,749,699,402	9,002	9,052
第95計算期間末日	(令和 3年10月13日)	11,506,523,538	11,571,067,257	8,914	8,964
第96計算期間末日	(令和 3年11月15日)	11,489,760,604	11,552,269,478	9,191	9,241
第97計算期間末日	(令和 3年12月13日)	10,887,224,525	10,948,961,701	8,817	8,867
	令和 2年12月末日	8,759,097,910	—	8,550	—
	令和 3年 1月末日	8,512,602,447	—	8,537	—
	2月末日	8,459,277,799	—	8,731	—
	3月末日	8,992,408,486	—	9,075	—
	4月末日	9,484,278,272	—	9,167	—
	5月末日	10,209,374,378	—	9,068	—
	6月末日	11,621,776,281	—	9,190	—
	7月末日	11,964,510,312	—	9,212	—
	8月末日	11,875,289,653	—	9,081	—
	9月末日	11,357,049,184	—	8,814	—
	10月末日	11,621,527,905	—	9,167	—
	11月末日	11,194,196,794	—	8,942	—

12月末日	11,108,033,768	—	9,065	—
-------	----------------	---	-------	---

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	30円
第2計算期間	30円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円
第25計算期間	80円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円
第36計算期間	80円

第37計算期間	80円
第38計算期間	80円
第39計算期間	80円
第40計算期間	80円
第41計算期間	80円
第42計算期間	80円
第43計算期間	80円
第44計算期間	80円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円
第49計算期間	80円
第50計算期間	80円
第51計算期間	80円
第52計算期間	80円
第53計算期間	80円
第54計算期間	80円
第55計算期間	80円
第56計算期間	80円
第57計算期間	80円
第58計算期間	80円
第59計算期間	80円
第60計算期間	80円
第61計算期間	80円
第62計算期間	80円
第63計算期間	80円
第64計算期間	80円
第65計算期間	80円
第66計算期間	80円
第67計算期間	80円
第68計算期間	80円
第69計算期間	80円
第70計算期間	80円
第71計算期間	80円
第72計算期間	80円
第73計算期間	80円
第74計算期間	80円
第75計算期間	80円
第76計算期間	80円
第77計算期間	80円
第78計算期間	50円

第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△1.55
第2計算期間	1.45
第3計算期間	△1.76
第4計算期間	2.36
第5計算期間	2.58
第6計算期間	4.24
第7計算期間	1.19
第8計算期間	1.17
第9計算期間	1.54
第10計算期間	6.88
第11計算期間	△3.38
第12計算期間	8.70
第13計算期間	2.46
第14計算期間	0.15
第15計算期間	1.79
第16計算期間	△0.38
第17計算期間	3.41
第18計算期間	△1.30

第19計算期間	0.93
第20計算期間	△2.40
第21計算期間	△5.02
第22計算期間	△8.06
第23計算期間	4.49
第24計算期間	0.66
第25計算期間	△2.70
第26計算期間	△5.82
第27計算期間	△1.31
第28計算期間	6.74
第29計算期間	△0.90
第30計算期間	△0.03
第31計算期間	0.40
第32計算期間	4.90
第33計算期間	△2.74
第34計算期間	3.09
第35計算期間	△3.55
第36計算期間	△0.69
第37計算期間	6.02
第38計算期間	△0.78
第39計算期間	2.40
第40計算期間	△0.44
第41計算期間	0.90
第42計算期間	5.09
第43計算期間	1.55
第44計算期間	3.29
第45計算期間	0.45
第46計算期間	2.24
第47計算期間	1.39
第48計算期間	4.02
第49計算期間	3.42
第50計算期間	1.52
第51計算期間	△8.90
第52計算期間	1.27
第53計算期間	0.38
第54計算期間	1.16
第55計算期間	0.59
第56計算期間	1.35
第57計算期間	△0.75
第58計算期間	△0.46
第59計算期間	△3.39
第60計算期間	2.05

第61計算期間	3.90
第62計算期間	△1.22
第63計算期間	6.01
第64計算期間	3.70
第65計算期間	2.11
第66計算期間	△2.46
第67計算期間	1.94
第68計算期間	3.36
第69計算期間	△6.05
第70計算期間	2.83
第71計算期間	0.38
第72計算期間	△1.65
第73計算期間	1.29
第74計算期間	2.81
第75計算期間	△0.31
第76計算期間	△14.16
第77計算期間	△11.43
第78計算期間	3.28
第79計算期間	6.53
第80計算期間	△0.15
第81計算期間	△0.01
第82計算期間	0.56
第83計算期間	△0.64
第84計算期間	1.16
第85計算期間	1.31
第86計算期間	3.99
第87計算期間	△1.74
第88計算期間	3.02
第89計算期間	3.25
第90計算期間	0.86
第91計算期間	3.80
第92計算期間	0.94
第93計算期間	△0.64
第94計算期間	△1.00
第95計算期間	△0.42
第96計算期間	3.66
第97計算期間	△3.52

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,835,746,549	19,389,240	1,816,357,309
第2計算期間	156,921,484	—	1,973,278,793
第3計算期間	58,334,897	46,137,552	1,985,476,138
第4計算期間	4,059,621	81,038,956	1,908,496,803
第5計算期間	71,482,873	466,555,453	1,513,424,223
第6計算期間	2,231,691	99,708,230	1,415,947,684
第7計算期間	25,262,720	246,830,318	1,194,380,086
第8計算期間	277,418,683	103,754,482	1,368,044,287
第9計算期間	241,417,411	33,536,040	1,575,925,658
第10計算期間	273,262,503	131,142,736	1,718,045,425
第11計算期間	250,897,647	303,604,288	1,665,338,784
第12計算期間	71,658,017	66,319,402	1,670,677,399
第13計算期間	217,885,180	150,527,987	1,738,034,592
第14計算期間	41,771,034	77,225,497	1,702,580,129
第15計算期間	169,080,155	188,528,392	1,683,131,892
第16計算期間	390,520,602	112,150,668	1,961,501,826
第17計算期間	234,668,811	181,145,287	2,015,025,350
第18計算期間	209,518,096	36,262,527	2,188,280,919
第19計算期間	290,653,771	92,099,864	2,386,834,826
第20計算期間	465,726,986	72,303,173	2,780,258,639
第21計算期間	426,117,151	64,199,330	3,142,176,460
第22計算期間	305,230,532	101,672,435	3,345,734,557
第23計算期間	60,700,423	43,481,394	3,362,953,586
第24計算期間	179,357,737	29,843,412	3,512,467,911
第25計算期間	51,067,345	325,849,362	3,237,685,894
第26計算期間	71,749,044	118,336,775	3,191,098,163
第27計算期間	55,557,113	38,201,042	3,208,454,234
第28計算期間	20,232,718	85,717,209	3,142,969,743
第29計算期間	73,887,791	86,085,149	3,130,772,385
第30計算期間	58,090,090	46,104,801	3,142,757,674
第31計算期間	147,149,268	117,173,108	3,172,733,834
第32計算期間	195,097,784	69,533,491	3,298,298,127
第33計算期間	228,621,404	89,510,620	3,437,408,911
第34計算期間	238,691,843	122,622,706	3,553,478,048
第35計算期間	200,406,611	56,027,971	3,697,856,688
第36計算期間	163,609,805	89,145,682	3,772,320,811
第37計算期間	134,371,302	50,203,461	3,856,488,652
第38計算期間	89,599,542	135,401,638	3,810,686,556
第39計算期間	185,848,483	200,153,737	3,796,381,302
第40計算期間	273,932,732	177,856,712	3,892,457,322
第41計算期間	253,811,211	169,321,938	3,976,946,595

第42計算期間	113,614,066	205,508,007	3,885,052,654
第43計算期間	180,498,339	391,713,846	3,673,837,147
第44計算期間	507,164,559	111,873,438	4,069,128,268
第45計算期間	553,007,581	234,957,661	4,387,178,188
第46計算期間	10,754,151	123,336,735	4,274,595,604
第47計算期間	9,943,022	189,780,985	4,094,757,641
第48計算期間	9,910,102	138,531,358	3,966,136,385
第49計算期間	8,826,431	162,664,102	3,812,298,714
第50計算期間	8,091,885	85,665,426	3,734,725,173
第51計算期間	15,252,060	103,458,561	3,646,518,672
第52計算期間	8,627,440	163,108,300	3,492,037,812
第53計算期間	8,127,674	65,251,942	3,434,913,544
第54計算期間	7,937,078	44,676,141	3,398,174,481
第55計算期間	7,828,145	119,775,426	3,286,227,200
第56計算期間	7,415,805	216,270,832	3,077,372,173
第57計算期間	6,909,945	77,332,835	3,006,949,283
第58計算期間	6,998,055	44,058,743	2,969,888,595
第59計算期間	371,001,744	114,185,131	3,226,705,208
第60計算期間	399,090,913	47,302,370	3,578,493,751
第61計算期間	863,995,164	—	4,442,488,915
第62計算期間	1,239,987,634	508,175,628	5,174,300,921
第63計算期間	5,727,524,825	15,912,882	10,885,912,864
第64計算期間	9,725,732,662	274,442,162	20,337,203,364
第65計算期間	51,447,141	481,482,488	19,907,168,017
第66計算期間	50,930,059	72,717,834	19,885,380,242
第67計算期間	44,500,229	193,635,455	19,736,245,016
第68計算期間	49,694,923	526,983,243	19,258,956,696
第69計算期間	36,878,852	549,951,869	18,745,883,679
第70計算期間	144,121,608	220,127,001	18,669,878,286
第71計算期間	42,097,346	455,599,095	18,256,376,537
第72計算期間	40,477,891	751,845,568	17,545,008,860
第73計算期間	42,634,085	475,576,880	17,112,066,065
第74計算期間	60,873,745	435,462,034	16,737,477,776
第75計算期間	33,816,378	888,676,831	15,882,617,323
第76計算期間	32,044,568	582,872,166	15,331,789,725
第77計算期間	44,446,353	233,259,013	15,142,977,065
第78計算期間	60,855,010	285,886,526	14,917,945,549
第79計算期間	31,384,369	913,228,505	14,036,101,413
第80計算期間	368,993,068	1,481,622,096	12,923,472,385
第81計算期間	85,013,995	851,704,049	12,156,782,331
第82計算期間	91,585,156	769,611,133	11,478,756,354
第83計算期間	25,299,828	388,023,891	11,116,032,291

第84計算期間	55,628,441	401,256,173	10,770,404,559
第85計算期間	107,866,303	413,937,670	10,464,333,192
第86計算期間	41,979,623	355,690,223	10,150,622,592
第87計算期間	155,649,082	528,842,200	9,777,429,474
第88計算期間	238,581,963	321,719,313	9,694,292,124
第89計算期間	811,633,081	495,223,274	10,010,701,931
第90計算期間	765,328,382	343,661,311	10,432,369,002
第91計算期間	1,615,331,126	158,931,321	11,888,768,807
第92計算期間	1,050,566,773	80,863,147	12,858,472,433
第93計算期間	637,456,007	441,088,474	13,054,839,966
第94計算期間	309,357,711	383,824,476	12,980,373,201
第95計算期間	193,610,430	265,239,823	12,908,743,808
第96計算期間	241,648,638	648,617,620	12,501,774,826
第97計算期間	281,700,770	436,040,385	12,347,435,211

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,987,284,257	99.00
親投資信託受益証券	日本	100,000	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	29,930,959	1.00
純資産総額		3,017,315,216	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド（JPYクラス）	4,502,991,043	0.65	2,926,944,177	0.6634	2,987,284,257	99.00
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0040	100,000	1.0040	100,000	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.00
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年12月13日）	270,730,811	271,447,785	9,440	9,465
第2計算期間末日（平成26年 1月14日）	273,018,646	273,735,743	9,518	9,543
第3計算期間末日（平成26年 2月13日）	286,434,096	287,189,843	9,475	9,500
第4計算期間末日（平成26年 3月13日）	283,177,541	283,910,248	9,662	9,687
第5計算期間末日（平成26年 4月14日）	288,024,872	288,757,944	9,823	9,848
第6計算期間末日（平成26年 5月13日）	298,540,648	299,273,833	10,180	10,205
第7計算期間末日（平成26年 6月13日）	302,294,666	303,029,813	10,280	10,305
第8計算期間末日（平成26年 7月14日）	315,176,857	315,933,907	10,408	10,433
第9計算期間末日（平成26年 8月13日）	152,648,979	153,013,521	10,469	10,494
第10計算期間末日（平成26年 9月16日）	155,337,331	155,702,036	10,648	10,673
第11計算期間末日（平成26年10月14日）	166,886,825	167,294,180	10,242	10,267
第12計算期間末日（平成26年11月13日）	171,518,282	171,925,910	10,519	10,544
第13計算期間末日（平成26年12月15日）	169,564,426	169,964,230	10,603	10,628
第14計算期間末日（平成27年 1月13日）	170,842,912	171,242,922	10,677	10,702
第15計算期間末日（平成27年 2月13日）	101,732,014	102,104,794	10,916	10,956
第16計算期間末日（平成27年 3月13日）	84,949,108	85,266,413	10,709	10,749
第17計算期間末日（平成27年 4月13日）	185,078,761	185,751,754	11,000	11,040

第18計算期間末日	（平成27年 5月13日）	180,277,195	180,951,627	10,692	10,732
第19計算期間末日	（平成27年 6月15日）	250,025,454	250,977,525	10,504	10,544
第20計算期間末日	（平成27年 7月13日）	245,277,636	246,232,193	10,278	10,318
第21計算期間末日	（平成27年 8月13日）	235,225,348	236,175,226	9,905	9,945
第22計算期間末日	（平成27年 9月14日）	201,821,372	202,681,803	9,382	9,422
第23計算期間末日	（平成27年10月13日）	218,669,029	219,574,284	9,662	9,702
第24計算期間末日	（平成27年11月13日）	218,063,316	218,971,792	9,601	9,641
第25計算期間末日	（平成27年12月14日）	219,301,303	220,233,519	9,410	9,450
第26計算期間末日	（平成28年 1月13日）	223,802,693	224,783,074	9,131	9,171
第27計算期間末日	（平成28年 2月15日）	225,952,075	226,936,433	9,182	9,222
第28計算期間末日	（平成28年 3月14日）	235,429,131	236,416,244	9,540	9,580
第29計算期間末日	（平成28年 4月13日）	292,174,507	293,382,334	9,676	9,716
第30計算期間末日	（平成28年 5月13日）	403,334,946	404,995,396	9,716	9,756
第31計算期間末日	（平成28年 6月13日）	676,690,786	679,460,349	9,773	9,813
第32計算期間末日	（平成28年 7月13日）	814,787,321	817,941,405	10,333	10,373
第33計算期間末日	（平成28年 8月15日）	999,929,853	1,003,806,552	10,317	10,357
第34計算期間末日	（平成28年 9月13日）	1,171,654,774	1,176,127,573	10,478	10,518
第35計算期間末日	（平成28年10月13日）	1,388,857,577	1,394,372,252	10,074	10,114
第36計算期間末日	（平成28年11月14日）	1,487,598,736	1,493,632,163	9,862	9,902
第37計算期間末日	（平成28年12月13日）	1,472,196,727	1,478,287,985	9,668	9,708
第38計算期間末日	（平成29年 1月13日）	1,539,416,175	1,545,810,748	9,630	9,670
第39計算期間末日	（平成29年 2月13日）	1,729,327,129	1,736,365,909	9,827	9,867
第40計算期間末日	（平成29年 3月13日）	1,615,550,378	1,622,293,228	9,584	9,624
第41計算期間末日	（平成29年 4月13日）	1,724,585,509	1,731,483,185	10,001	10,041
第42計算期間末日	（平成29年 5月15日）	1,873,489,111	1,880,871,662	10,151	10,191
第43計算期間末日	（平成29年 6月13日）	2,035,395,572	2,043,181,658	10,457	10,497
第44計算期間末日	（平成29年 7月13日）	2,076,039,676	2,084,015,909	10,411	10,451
第45計算期間末日	（平成29年 8月14日）	2,195,774,726	2,204,003,564	10,674	10,714
第46計算期間末日	（平成29年 9月13日）	2,173,202,361	2,181,319,722	10,709	10,749
第47計算期間末日	（平成29年10月13日）	2,103,306,673	2,111,231,750	10,616	10,656
第48計算期間末日	（平成29年11月13日）	2,093,829,816	2,101,498,545	10,921	10,961
第49計算期間末日	（平成29年12月13日）	2,099,475,993	2,106,992,455	11,173	11,213
第50計算期間末日	（平成30年 1月15日）	2,048,082,770	2,055,303,803	11,345	11,385
第51計算期間末日	（平成30年 2月13日）	1,746,005,657	1,752,629,756	10,543	10,583
第52計算期間末日	（平成30年 3月13日）	1,745,301,346	1,751,798,171	10,746	10,786
第53計算期間末日	（平成30年 4月13日）	1,631,212,612	1,637,339,463	10,650	10,690
第54計算期間末日	（平成30年 5月14日）	1,598,318,589	1,604,333,153	10,630	10,670
第55計算期間末日	（平成30年 6月13日）	1,553,458,748	1,559,352,482	10,543	10,583
第56計算期間末日	（平成30年 7月13日）	1,423,226,403	1,428,607,999	10,578	10,618
第57計算期間末日	（平成30年 8月13日）	1,415,381,375	1,420,701,116	10,642	10,682
第58計算期間末日	（平成30年 9月13日）	1,317,876,663	1,322,894,409	10,506	10,546
第59計算期間末日	（平成30年10月15日）	1,252,701,486	1,257,703,115	10,018	10,058

第60計算期間末日	(平成30年11月13日)	1,247,620,016	1,252,597,347	10,026	10,066
第61計算期間末日	(平成30年12月13日)	1,319,629,723	1,324,717,871	10,374	10,414
第62計算期間末日	(平成31年 1月15日)	1,331,294,252	1,336,364,996	10,502	10,542
第63計算期間末日	(平成31年 2月13日)	2,484,861,334	2,493,991,315	10,887	10,927
第64計算期間末日	(平成31年 3月13日)	4,642,063,238	4,658,741,932	11,133	11,173
第65計算期間末日	(平成31年 4月15日)	4,732,273,952	4,749,134,035	11,227	11,267
第66計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	4,689,449,551	4,706,227,865	11,180	11,220
第67計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	4,751,731,857	4,768,330,101	11,451	11,491
第68計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	4,849,619,796	4,866,087,595	11,780	11,820
第69計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	4,700,519,299	4,717,097,727	11,341	11,381
第70計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	4,416,775,344	4,432,309,447	11,373	11,413
第71計算期間末日	(令和 1年10月15日)	3,986,277,186	4,000,425,597	11,270	11,310
第72計算期間末日	(令和 1年11月13日)	3,776,774,767	3,790,648,891	10,889	10,929
第73計算期間末日	(令和 1年12月13日)	3,523,533,375	3,536,444,204	10,917	10,957
第74計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	3,487,468,707	3,500,068,608	11,071	11,111
第75計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	3,367,363,527	3,379,456,145	11,139	11,179
第76計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	2,918,498,267	2,930,140,993	10,027	10,067
第77計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	2,454,520,460	2,466,010,885	8,545	8,585
第78計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	2,516,176,751	2,527,528,667	8,866	8,906
第79計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	2,532,472,192	2,543,379,840	9,287	9,327
第80計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	2,459,466,972	2,470,127,863	9,228	9,268
第81計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	2,312,558,561	2,322,711,588	9,111	9,151
第82計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	2,282,259,854	2,292,228,494	9,158	9,198
第83計算期間末日	(令和 2年10月13日)	2,172,861,447	2,182,490,055	9,027	9,067
第84計算期間末日	(令和 2年11月13日)	2,061,165,534	2,070,223,141	9,102	9,142
第85計算期間末日	(令和 2年12月14日)	1,947,199,185	1,955,645,675	9,221	9,261
第86計算期間末日	(令和 3年 1月13日)	1,980,938,067	1,989,302,525	9,473	9,513
第87計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	1,802,053,735	1,809,884,429	9,205	9,245
第88計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	1,877,020,112	1,885,223,968	9,152	9,192
第89計算期間末日	(令和 3年 4月13日)	2,232,876,023	2,242,437,844	9,341	9,381
第90計算期間末日	(令和 3年 5月13日)	2,533,979,892	2,544,844,000	9,330	9,370
第91計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	2,794,816,197	2,806,485,477	9,580	9,620
第92計算期間末日	(令和 3年 7月13日)	3,244,158,017	3,257,535,437	9,700	9,740
第93計算期間末日	(令和 3年 8月13日)	3,382,818,358	3,396,878,197	9,624	9,664
第94計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	3,294,466,741	3,308,436,470	9,433	9,473
第95計算期間末日	(令和 3年10月13日)	3,099,255,600	3,112,844,024	9,123	9,163
第96計算期間末日	(令和 3年11月15日)	3,219,587,888	3,233,334,542	9,368	9,408
第97計算期間末日	(令和 3年12月13日)	2,995,744,423	3,008,922,853	9,093	9,133
	令和 2年12月末日	1,962,265,153	—	9,386	—
	令和 3年 1月末日	1,861,537,548	—	9,323	—
	2月末日	1,786,354,709	—	9,325	—
	3月末日	2,121,859,784	—	9,477	—

4月末日	2,449,104,360	—	9,576	—
5月末日	2,642,064,300	—	9,381	—
6月末日	3,107,683,724	—	9,573	—
7月末日	3,467,353,869	—	9,716	—
8月末日	3,333,639,677	—	9,525	—
9月末日	3,170,033,462	—	9,167	—
10月末日	3,195,097,898	—	9,335	—
11月末日	3,137,870,132	—	9,228	—
12月末日	3,017,315,216	—	9,160	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	25円
第2計算期間	25円
第3計算期間	25円
第4計算期間	25円
第5計算期間	25円
第6計算期間	25円
第7計算期間	25円
第8計算期間	25円
第9計算期間	25円
第10計算期間	25円
第11計算期間	25円
第12計算期間	25円
第13計算期間	25円
第14計算期間	25円
第15計算期間	40円
第16計算期間	40円
第17計算期間	40円
第18計算期間	40円
第19計算期間	40円
第20計算期間	40円
第21計算期間	40円
第22計算期間	40円
第23計算期間	40円
第24計算期間	40円
第25計算期間	40円
第26計算期間	40円
第27計算期間	40円
第28計算期間	40円

第29計算期間	40円
第30計算期間	40円
第31計算期間	40円
第32計算期間	40円
第33計算期間	40円
第34計算期間	40円
第35計算期間	40円
第36計算期間	40円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円
第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円
第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	40円
第60計算期間	40円
第61計算期間	40円
第62計算期間	40円
第63計算期間	40円
第64計算期間	40円
第65計算期間	40円
第66計算期間	40円
第67計算期間	40円
第68計算期間	40円
第69計算期間	40円
第70計算期間	40円

第71計算期間	40円
第72計算期間	40円
第73計算期間	40円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△5.35
第2計算期間	1.09
第3計算期間	△0.18
第4計算期間	2.23
第5計算期間	1.92
第6計算期間	3.88
第7計算期間	1.22
第8計算期間	1.48
第9計算期間	0.82
第10計算期間	1.94

第11計算期間	△3.57
第12計算期間	2.94
第13計算期間	1.03
第14計算期間	0.93
第15計算期間	2.61
第16計算期間	△1.52
第17計算期間	3.09
第18計算期間	△2.43
第19計算期間	△1.38
第20計算期間	△1.77
第21計算期間	△3.23
第22計算期間	△4.87
第23計算期間	3.41
第24計算期間	△0.21
第25計算期間	△1.57
第26計算期間	△2.53
第27計算期間	0.99
第28計算期間	4.33
第29計算期間	1.84
第30計算期間	0.82
第31計算期間	0.99
第32計算期間	6.13
第33計算期間	0.23
第34計算期間	1.94
第35計算期間	△3.47
第36計算期間	△1.70
第37計算期間	△1.56
第38計算期間	0.02
第39計算期間	2.46
第40計算期間	△2.06
第41計算期間	4.76
第42計算期間	1.89
第43計算期間	3.40
第44計算期間	△0.05
第45計算期間	2.91
第46計算期間	0.70
第47計算期間	△0.49
第48計算期間	3.24
第49計算期間	2.67
第50計算期間	1.89
第51計算期間	△6.71
第52計算期間	2.30

第53計算期間	△0.52
第54計算期間	0.18
第55計算期間	△0.44
第56計算期間	0.71
第57計算期間	0.98
第58計算期間	△0.90
第59計算期間	△4.26
第60計算期間	0.47
第61計算期間	3.86
第62計算期間	1.61
第63計算期間	4.04
第64計算期間	2.62
第65計算期間	1.20
第66計算期間	△0.06
第67計算期間	2.78
第68計算期間	3.22
第69計算期間	△3.38
第70計算期間	0.63
第71計算期間	△0.55
第72計算期間	△3.02
第73計算期間	0.62
第74計算期間	1.77
第75計算期間	0.97
第76計算期間	△9.62
第77計算期間	△14.38
第78計算期間	4.22
第79計算期間	5.19
第80計算期間	△0.20
第81計算期間	△0.83
第82計算期間	0.95
第83計算期間	△0.99
第84計算期間	1.27
第85計算期間	1.74
第86計算期間	3.16
第87計算期間	△2.40
第88計算期間	△0.14
第89計算期間	2.50
第90計算期間	0.31
第91計算期間	3.10
第92計算期間	1.67
第93計算期間	△0.37
第94計算期間	△1.56

第95計算期間	△2.86
第96計算期間	3.12
第97計算期間	△2.50

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	286,789,726	—	286,789,726
第2計算期間	49,228	—	286,838,954
第3計算期間	15,460,072	—	302,299,026
第4計算期間	10,206,058	19,422,258	293,082,826
第5計算期間	146,261	—	293,229,087
第6計算期間	45,241	—	293,274,328
第7計算期間	784,531	—	294,058,859
第8計算期間	8,761,499	—	302,820,358
第9計算期間	61,996,560	219,000,000	145,816,918
第10計算期間	194,347	128,897	145,882,368
第11計算期間	17,813,502	753,771	162,942,099
第12計算期間	109,285	—	163,051,384
第13計算期間	16,198,311	19,328,073	159,921,622
第14計算期間	132,380	49,883	160,004,119
第15計算期間	470,293	67,279,308	93,195,104
第16計算期間	4,664,965	18,533,727	79,326,342
第17計算期間	88,921,941	—	168,248,283
第18計算期間	409,856	50,000	168,608,139
第19計算期間	79,400,527	9,990,881	238,017,785
第20計算期間	621,557	—	238,639,342
第21計算期間	16,520,171	17,689,914	237,469,599
第22計算期間	1,762,129	24,123,848	215,107,880
第23計算期間	11,257,290	51,269	226,313,901
第24計算期間	805,266	—	227,119,167
第25計算期間	5,955,288	20,388	233,054,067
第26計算期間	12,041,811	404	245,095,474
第27計算期間	1,015,083	21,044	246,089,513
第28計算期間	782,221	93,236	246,778,498
第29計算期間	55,178,500	—	301,956,998
第30計算期間	113,205,626	50,099	415,112,525
第31計算期間	281,224,197	3,945,747	692,390,975
第32計算期間	146,806,790	50,676,670	788,521,095
第33計算期間	191,068,534	10,414,737	969,174,892

第34計算期間	251,432,400	102,407,353	1,118,199,939
第35計算期間	261,908,512	1,439,616	1,378,668,835
第36計算期間	154,546,393	24,858,415	1,508,356,813
第37計算期間	69,506,848	55,049,008	1,522,814,653
第38計算期間	77,686,383	1,857,564	1,598,643,472
第39計算期間	211,829,179	50,777,557	1,759,695,094
第40計算期間	23,249,905	97,232,420	1,685,712,579
第41計算期間	67,870,419	29,163,961	1,724,419,037
第42計算期間	165,270,958	44,052,007	1,845,637,988
第43計算期間	250,967,012	150,083,279	1,946,521,721
第44計算期間	163,993,888	116,457,152	1,994,058,457
第45計算期間	103,939,326	40,788,196	2,057,209,587
第46計算期間	3,361,704	31,231,008	2,029,340,283
第47計算期間	3,350,802	51,421,761	1,981,269,324
第48計算期間	3,352,259	67,439,274	1,917,182,309
第49計算期間	3,221,105	41,287,702	1,879,115,712
第50計算期間	3,112,361	76,969,650	1,805,258,423
第51計算期間	2,907,552	152,141,013	1,656,024,962
第52計算期間	6,056,689	37,875,340	1,624,206,311
第53計算期間	2,801,461	95,294,833	1,531,712,939
第54計算期間	2,612,918	30,684,782	1,503,641,075
第55計算期間	2,590,772	32,798,279	1,473,433,568
第56計算期間	2,563,386	130,597,765	1,345,399,189
第57計算期間	2,158,992	17,622,931	1,329,935,250
第58計算期間	10,780,516	86,279,105	1,254,436,661
第59計算期間	22,384,051	26,413,242	1,250,407,470
第60計算期間	8,637,025	14,711,595	1,244,332,900
第61計算期間	51,499,196	23,795,001	1,272,037,095
第62計算期間	124,247,197	128,598,181	1,267,686,111
第63計算期間	1,014,868,877	59,570	2,282,495,418
第64計算期間	1,894,249,035	7,070,917	4,169,673,536
第65計算期間	55,209,516	9,862,200	4,215,020,852
第66計算期間	5,863,050	26,305,303	4,194,578,599
第67計算期間	35,787,185	80,804,645	4,149,561,139
第68計算期間	148,187,954	180,799,137	4,116,949,956
第69計算期間	74,275,865	46,618,689	4,144,607,132
第70計算期間	8,903,711	269,984,894	3,883,525,949
第71計算期間	7,316,367	353,739,520	3,537,102,796
第72計算期間	4,427,640	72,999,406	3,468,531,030
第73計算期間	4,851,631	245,675,337	3,227,707,324
第74計算期間	4,264,909	81,996,798	3,149,975,435
第75計算期間	11,202,634	138,023,459	3,023,154,610

第76計算期間	3,778,710	116,251,733	2,910,681,587
第77計算期間	7,561,204	45,636,323	2,872,606,468
第78計算期間	5,713,301	40,340,658	2,837,979,111
第79計算期間	5,422,623	116,489,594	2,726,912,140
第80計算期間	59,942,911	121,632,141	2,665,222,910
第81計算期間	13,316,178	140,282,259	2,538,256,829
第82計算期間	90,583,829	136,680,608	2,492,160,050
第83計算期間	8,513,795	93,521,618	2,407,152,227
第84計算期間	26,608,438	169,358,902	2,264,401,763
第85計算期間	31,642,724	184,421,840	2,111,622,647
第86計算期間	8,173,426	28,681,474	2,091,114,599
第87計算期間	3,870,533	137,311,617	1,957,673,515
第88計算期間	161,529,549	68,238,889	2,050,964,175
第89計算期間	346,519,407	7,028,178	2,390,455,404
第90計算期間	386,612,400	61,040,613	2,716,027,191
第91計算期間	232,865,266	31,572,263	2,917,320,194
第92計算期間	443,674,486	16,639,566	3,344,355,114
第93計算期間	230,944,637	60,339,947	3,514,959,804
第94計算期間	38,634,946	61,162,411	3,492,432,339
第95計算期間	18,824,717	114,150,951	3,397,106,105
第96計算期間	175,563,737	136,006,286	3,436,663,556
第97計算期間	97,640,054	239,695,873	3,294,607,737

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	43,418,669,250	98.94
親投資信託受益証券	日本	100,000	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	－	464,927,181	1.06
純資産総額		43,883,696,431	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 3年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド（ＩＮＲクラス）	72,064,181,328	0.57	41,076,583,356	0.6025	43,418,669,250	98.94
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0040	100,000	1.0040	100,000	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年12月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.94
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.94

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成25年12月13日)	118,374,193	119,539,509	10,158	10,258
第2計算期間末日	(平成26年 1月14日)	121,051,509	122,225,906	10,308	10,408
第3計算期間末日	(平成26年 2月13日)	118,446,161	119,622,666	10,068	10,168
第4計算期間末日	(平成26年 3月13日)	122,501,430	123,680,445	10,390	10,490
第5計算期間末日	(平成26年 4月14日)	167,524,903	169,104,299	10,607	10,707
第6計算期間末日	(平成26年 5月13日)	95,768,458	96,632,411	11,085	11,185
第7計算期間末日	(平成26年 6月13日)	70,691,796	71,318,742	11,276	11,376
第8計算期間末日	(平成26年 7月14日)	445,952,828	449,965,848	11,113	11,213
第9計算期間末日	(平成26年 8月13日)	1,306,706,239	1,318,567,589	11,017	11,117

第10計算期間末日	（平成26年 9月16日）	1,748,569,414	1,763,370,668	11,814	11,914
第11計算期間末日	（平成26年10月14日）	2,405,133,041	2,426,434,668	11,291	11,391
第12計算期間末日	（平成26年11月13日）	2,675,877,732	2,697,659,404	12,285	12,385
第13計算期間末日	（平成26年12月15日）	2,990,838,753	3,014,659,549	12,556	12,656
第14計算期間末日	（平成27年 1月13日）	3,132,295,603	3,157,046,610	12,655	12,755
第15計算期間末日	（平成27年 2月13日）	3,270,775,405	3,313,794,647	12,925	13,095
第16計算期間末日	（平成27年 3月13日）	3,954,507,771	4,007,065,204	12,791	12,961
第17計算期間末日	（平成27年 4月13日）	5,358,575,985	5,428,632,961	13,003	13,173
第18計算期間末日	（平成27年 5月13日）	5,611,991,644	5,690,615,313	12,134	12,304
第19計算期間末日	（平成27年 6月15日）	6,411,690,858	6,500,949,854	12,212	12,382
第20計算期間末日	（平成27年 7月13日）	6,430,837,830	6,522,354,868	11,946	12,116
第21計算期間末日	（平成27年 8月13日）	7,709,973,935	7,825,851,890	11,311	11,481
第22計算期間末日	（平成27年 9月14日）	7,092,365,167	7,211,894,715	10,087	10,257
第23計算期間末日	（平成27年10月13日）	7,374,134,427	7,492,965,328	10,549	10,719
第24計算期間末日	（平成27年11月13日）	7,314,171,234	7,434,015,455	10,375	10,545
第25計算期間末日	（平成27年12月14日）	7,174,772,514	7,298,499,377	9,858	10,028
第26計算期間末日	（平成28年 1月13日）	6,851,368,682	6,977,180,716	9,258	9,428
第27計算期間末日	（平成28年 2月15日）	6,376,750,769	6,502,302,218	8,634	8,804
第28計算期間末日	（平成28年 3月14日）	6,787,413,805	6,914,491,457	9,080	9,250
第29計算期間末日	（平成28年 4月13日）	6,901,096,416	7,033,888,653	8,835	9,005
第30計算期間末日	（平成28年 5月13日）	7,540,009,792	7,685,994,413	8,780	8,950
第31計算期間末日	（平成28年 6月13日）	7,875,369,273	8,031,234,780	8,590	8,760
第32計算期間末日	（平成28年 7月13日）	8,437,361,541	8,600,655,680	8,784	8,954
第33計算期間末日	（平成28年 8月15日）	8,900,565,365	9,080,058,483	8,430	8,600
第34計算期間末日	（平成28年 9月13日）	10,548,516,255	10,756,192,591	8,635	8,805
第35計算期間末日	（平成28年10月13日）	12,674,267,459	12,932,999,872	8,328	8,498
第36計算期間末日	（平成28年11月14日）	15,284,345,348	15,599,726,572	8,239	8,409
第37計算期間末日	（平成28年12月13日）	18,386,080,851	18,751,722,965	8,548	8,718
第38計算期間末日	（平成29年 1月13日）	21,536,678,652	21,980,033,944	8,258	8,428
第39計算期間末日	（平成29年 2月13日）	27,461,039,639	28,014,472,166	8,435	8,605
第40計算期間末日	（平成29年 3月13日）	32,402,059,190	33,070,424,373	8,242	8,412
第41計算期間末日	（平成29年 4月13日）	43,782,727,846	44,675,342,528	8,338	8,508
第42計算期間末日	（平成29年 5月15日）	65,696,344,983	66,600,889,193	8,716	8,836
第43計算期間末日	（平成29年 6月13日）	84,960,931,441	86,140,337,331	8,644	8,764
第44計算期間末日	（平成29年 7月13日）	111,336,449,952	112,856,182,452	8,791	8,911
第45計算期間末日	（平成29年 8月14日）	129,876,529,790	131,660,507,722	8,736	8,856
第46計算期間末日	（平成29年 9月13日）	128,442,414,705	130,202,945,117	8,755	8,875
第47計算期間末日	（平成29年10月13日）	125,922,342,127	127,663,991,772	8,676	8,796
第48計算期間末日	（平成29年11月13日）	127,516,582,145	129,226,058,700	8,951	9,071
第49計算期間末日	（平成29年12月13日）	129,042,248,724	130,718,581,028	9,237	9,357
第50計算期間末日	（平成30年 1月15日）	126,808,184,028	128,450,528,510	9,265	9,385
第51計算期間末日	（平成30年 2月13日）	110,111,334,322	111,713,482,626	8,247	8,367

第52計算期間末日	（平成30年 3月13日）	104,986,449,947	106,539,896,716	8,110	8,230
第53計算期間末日	（平成30年 4月13日）	100,521,917,060	102,032,452,795	7,986	8,106
第54計算期間末日	（平成30年 5月14日）	96,286,656,409	97,750,403,455	7,894	8,014
第55計算期間末日	（平成30年 6月13日）	92,860,784,319	94,284,066,246	7,829	7,949
第56計算期間末日	（平成30年 7月13日）	89,141,730,162	90,505,844,512	7,842	7,962
第57計算期間末日	（平成30年 8月13日）	84,235,794,441	85,550,777,931	7,687	7,807
第58計算期間末日	（平成30年 9月13日）	75,713,695,599	76,971,318,996	7,224	7,344
第59計算期間末日	（平成30年10月15日）	70,347,495,795	71,596,043,727	6,761	6,881
第60計算期間末日	（平成30年11月13日）	72,185,153,157	73,436,787,880	6,921	7,041
第61計算期間末日	（平成30年12月13日）	75,542,228,504	76,816,550,761	7,114	7,234
第62計算期間末日	（平成31年 1月15日）	77,493,657,039	78,821,645,863	7,002	7,122
第63計算期間末日	（平成31年 2月13日）	98,809,234,500	100,427,741,172	7,326	7,446
第64計算期間末日	（平成31年 3月13日）	133,725,750,398	135,835,005,881	7,608	7,728
第65計算期間末日	（平成31年 4月15日）	134,316,891,555	136,402,674,683	7,728	7,848
第66計算期間末日	（令和 1年 5月13日）	127,778,296,319	129,845,778,518	7,416	7,536
第67計算期間末日	（令和 1年 6月13日）	128,385,732,000	130,431,343,118	7,531	7,651
第68計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	130,179,665,134	132,195,520,765	7,749	7,869
第69計算期間末日	（令和 1年 8月13日）	117,499,774,825	119,495,311,431	7,066	7,186
第70計算期間末日	（令和 1年 9月13日）	116,886,343,946	118,862,684,562	7,097	7,217
第71計算期間末日	（令和 1年10月15日）	114,451,755,906	116,401,412,723	7,044	7,164
第72計算期間末日	（令和 1年11月13日）	108,352,191,905	110,280,486,638	6,743	6,863
第73計算期間末日	（令和 1年12月13日）	105,373,111,502	107,243,388,645	6,761	6,881
第74計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	103,827,598,072	105,661,815,627	6,793	6,913
第75計算期間末日	（令和 2年 2月13日）	99,960,187,497	101,735,879,002	6,755	6,875
第76計算期間末日	（令和 2年 3月13日）	79,603,326,430	81,328,032,776	5,539	5,659
第77計算期間末日	（令和 2年 4月13日）	66,762,938,996	68,460,733,403	4,719	4,839
第78計算期間末日	（令和 2年 5月13日）	68,334,589,992	69,314,541,202	4,881	4,951
第79計算期間末日	（令和 2年 6月15日）	66,860,654,796	67,784,243,205	5,067	5,137
第80計算期間末日	（令和 2年 7月13日）	63,572,730,174	64,452,501,591	5,058	5,128
第81計算期間末日	（令和 2年 8月13日）	59,405,397,217	60,244,079,940	4,958	5,028
第82計算期間末日	（令和 2年 9月14日）	57,734,362,983	58,541,632,189	5,006	5,076
第83計算期間末日	（令和 2年10月13日）	55,020,024,139	55,804,708,745	4,908	4,978
第84計算期間末日	（令和 2年11月13日）	51,247,428,801	51,996,044,423	4,792	4,862
第85計算期間末日	（令和 2年12月14日）	49,661,322,174	50,380,881,732	4,831	4,901
第86計算期間末日	（令和 3年 1月13日）	49,805,437,211	50,507,402,234	4,967	5,037
第87計算期間末日	（令和 3年 2月15日）	47,439,429,775	48,124,858,883	4,845	4,915
第88計算期間末日	（令和 3年 3月15日）	49,052,028,552	49,739,722,058	4,993	5,063
第89計算期間末日	（令和 3年 4月13日）	48,787,093,012	49,475,441,663	4,961	5,031
第90計算期間末日	（令和 3年 5月13日）	49,124,961,385	49,807,259,582	5,040	5,110
第91計算期間末日	（令和 3年 6月14日）	50,789,364,918	51,472,928,778	5,201	5,271
第92計算期間末日	（令和 3年 7月13日）	50,135,542,628	50,816,661,286	5,153	5,223
第93計算期間末日	（令和 3年 8月13日）	49,266,155,351	49,940,990,437	5,110	5,180

第94計算期間末日（令和 3年 9月13日）	47,649,988,215	48,316,620,767	5,004	5,074
第95計算期間末日（令和 3年10月13日）	45,376,867,513	46,033,688,890	4,836	4,906
第96計算期間末日（令和 3年11月15日）	46,384,703,404	47,031,210,690	5,022	5,092
第97計算期間末日（令和 3年12月13日）	42,765,693,637	43,398,649,552	4,730	4,800
令和 2年12月末日	49,538,228,436	—	4,925	—
令和 3年 1月末日	48,589,090,462	—	4,918	—
2月末日	49,226,944,906	—	5,020	—
3月末日	51,506,816,233	—	5,221	—
4月末日	49,920,020,781	—	5,124	—
5月末日	50,701,490,930	—	5,180	—
6月末日	50,296,926,707	—	5,162	—
7月末日	49,995,713,244	—	5,165	—
8月末日	49,121,936,271	—	5,113	—
9月末日	46,598,080,342	—	4,917	—
10月末日	46,382,341,862	—	4,985	—
11月末日	44,698,555,207	—	4,892	—
12月末日	43,883,696,431	—	4,906	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	100円
第2計算期間	100円
第3計算期間	100円
第4計算期間	100円
第5計算期間	100円
第6計算期間	100円
第7計算期間	100円
第8計算期間	100円
第9計算期間	100円
第10計算期間	100円
第11計算期間	100円
第12計算期間	100円
第13計算期間	100円
第14計算期間	100円
第15計算期間	170円
第16計算期間	170円
第17計算期間	170円
第18計算期間	170円
第19計算期間	170円
第20計算期間	170円

第21計算期間	170円
第22計算期間	170円
第23計算期間	170円
第24計算期間	170円
第25計算期間	170円
第26計算期間	170円
第27計算期間	170円
第28計算期間	170円
第29計算期間	170円
第30計算期間	170円
第31計算期間	170円
第32計算期間	170円
第33計算期間	170円
第34計算期間	170円
第35計算期間	170円
第36計算期間	170円
第37計算期間	170円
第38計算期間	170円
第39計算期間	170円
第40計算期間	170円
第41計算期間	170円
第42計算期間	120円
第43計算期間	120円
第44計算期間	120円
第45計算期間	120円
第46計算期間	120円
第47計算期間	120円
第48計算期間	120円
第49計算期間	120円
第50計算期間	120円
第51計算期間	120円
第52計算期間	120円
第53計算期間	120円
第54計算期間	120円
第55計算期間	120円
第56計算期間	120円
第57計算期間	120円
第58計算期間	120円
第59計算期間	120円
第60計算期間	120円
第61計算期間	120円
第62計算期間	120円

第63計算期間	120円
第64計算期間	120円
第65計算期間	120円
第66計算期間	120円
第67計算期間	120円
第68計算期間	120円
第69計算期間	120円
第70計算期間	120円
第71計算期間	120円
第72計算期間	120円
第73計算期間	120円
第74計算期間	120円
第75計算期間	120円
第76計算期間	120円
第77計算期間	120円
第78計算期間	70円
第79計算期間	70円
第80計算期間	70円
第81計算期間	70円
第82計算期間	70円
第83計算期間	70円
第84計算期間	70円
第85計算期間	70円
第86計算期間	70円
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円
第89計算期間	70円
第90計算期間	70円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	70円
第97計算期間	70円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.58
第2計算期間	2.46

第3計算期間	△1.35
第4計算期間	4.19
第5計算期間	3.05
第6計算期間	5.44
第7計算期間	2.62
第8計算期間	△0.55
第9計算期間	0.03
第10計算期間	8.14
第11計算期間	△3.58
第12計算期間	9.68
第13計算期間	3.01
第14計算期間	1.58
第15計算期間	3.47
第16計算期間	0.27
第17計算期間	2.98
第18計算期間	△5.37
第19計算期間	2.04
第20計算期間	△0.78
第21計算期間	△3.89
第22計算期間	△9.31
第23計算期間	6.26
第24計算期間	△0.03
第25計算期間	△3.34
第26計算期間	△4.36
第27計算期間	△4.90
第28計算期間	7.13
第29計算期間	△0.82
第30計算期間	1.30
第31計算期間	△0.22
第32計算期間	4.23
第33計算期間	△2.09
第34計算期間	4.44
第35計算期間	△1.58
第36計算期間	0.97
第37計算期間	5.81
第38計算期間	△1.40
第39計算期間	4.20
第40計算期間	△0.27
第41計算期間	3.22
第42計算期間	5.97
第43計算期間	0.55
第44計算期間	3.08

第45計算期間	0.73
第46計算期間	1.59
第47計算期間	0.46
第48計算期間	4.55
第49計算期間	4.53
第50計算期間	1.60
第51計算期間	△9.69
第52計算期間	△0.20
第53計算期間	△0.04
第54計算期間	0.35
第55計算期間	0.69
第56計算期間	1.69
第57計算期間	△0.44
第58計算期間	△4.46
第59計算期間	△4.74
第60計算期間	4.14
第61計算期間	4.52
第62計算期間	0.11
第63計算期間	6.34
第64計算期間	5.48
第65計算期間	3.15
第66計算期間	△2.48
第67計算期間	3.16
第68計算期間	4.48
第69計算期間	△7.26
第70計算期間	2.13
第71計算期間	0.94
第72計算期間	△2.56
第73計算期間	2.04
第74計算期間	2.24
第75計算期間	1.20
第76計算期間	△16.22
第77計算期間	△12.63
第78計算期間	4.91
第79計算期間	5.24
第80計算期間	1.20
第81計算期間	△0.59
第82計算期間	2.37
第83計算期間	△0.55
第84計算期間	△0.93
第85計算期間	2.27
第86計算期間	4.26

第87計算期間	△1.04
第88計算期間	4.49
第89計算期間	0.76
第90計算期間	3.00
第91計算期間	4.58
第92計算期間	0.42
第93計算期間	0.52
第94計算期間	△0.70
第95計算期間	△1.95
第96計算期間	5.29
第97計算期間	△4.42

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	116,531,616	—	116,531,616
第2計算期間	908,145	—	117,439,761
第3計算期間	210,779	—	117,650,540
第4計算期間	251,033	—	117,901,573
第5計算期間	40,038,089	—	157,939,662
第6計算期間	397,403	71,941,741	86,395,324
第7計算期間	4,804,090	28,504,777	62,694,637
第8計算期間	365,633,002	27,025,613	401,302,026
第9計算期間	784,833,043	—	1,186,135,069
第10計算期間	295,714,529	1,724,131	1,480,125,467
第11計算期間	674,906,027	24,868,719	2,130,162,775
第12計算期間	144,685,814	96,681,300	2,178,167,289
第13計算期間	538,658,012	334,745,636	2,382,079,665
第14計算期間	146,175,108	53,154,045	2,475,100,728
第15計算期間	472,907,509	417,464,583	2,530,543,654
第16計算期間	788,373,442	227,303,371	3,091,613,725
第17計算期間	1,129,754,870	100,369,966	4,120,998,629
第18計算期間	577,641,502	73,718,374	4,624,921,757
第19計算期間	714,711,827	89,104,387	5,250,529,197
第20計算期間	260,122,164	127,296,142	5,383,355,219
第21計算期間	1,590,282,473	157,287,376	6,816,350,316
第22計算期間	466,341,121	251,541,500	7,031,149,937
第23計算期間	181,931,612	223,028,531	6,990,053,018
第24計算期間	304,219,386	244,612,320	7,049,660,084
第25計算期間	627,514,100	399,123,393	7,278,050,791

第26計算期間	387,958,995	265,301,895	7,400,707,891
第27計算期間	199,569,606	214,898,097	7,385,379,400
第28計算期間	254,174,733	164,398,115	7,475,156,018
第29計算期間	520,486,290	184,334,236	7,811,308,072
第30計算期間	845,024,240	69,001,609	8,587,330,703
第31計算期間	775,835,572	194,607,013	9,168,559,262
第32計算期間	710,359,744	273,381,407	9,605,537,599
第33計算期間	1,465,066,241	512,185,111	10,558,418,729
第34計算期間	1,921,048,673	263,212,288	12,216,255,114
第35計算期間	3,116,827,103	113,528,511	15,219,553,706
第36計算期間	3,679,968,236	347,685,203	18,551,836,739
第37計算期間	3,245,823,180	289,300,223	21,508,359,696
第38計算期間	4,844,647,266	273,283,883	26,079,723,079
第39計算期間	6,759,012,280	283,880,784	32,554,854,575
第40計算期間	7,160,374,955	399,630,489	39,315,599,041
第41計算期間	13,802,080,545	610,933,547	52,506,746,039
第42計算期間	23,256,729,264	384,791,124	75,378,684,179
第43計算期間	24,333,958,438	1,428,818,430	98,283,824,187
第44計算期間	29,702,313,855	1,341,763,025	126,644,375,017
第45計算期間	23,293,920,031	1,273,467,364	148,664,827,684
第46計算期間	266,146,684	2,220,106,683	146,710,867,685
第47計算期間	251,453,537	1,824,850,737	145,137,470,485
第48計算期間	256,516,983	2,937,607,820	142,456,379,648
第49計算期間	227,296,282	2,989,317,222	139,694,358,708
第50計算期間	208,499,595	3,040,818,089	136,862,040,214
第51計算期間	213,465,103	3,563,146,593	133,512,358,724
第52計算期間	274,299,708	4,332,760,967	129,453,897,465
第53計算期間	260,820,834	3,836,740,380	125,877,977,919
第54計算期間	254,780,359	4,153,837,750	121,978,920,528
第55計算期間	251,803,866	3,623,897,116	118,606,827,278
第56計算期間	247,055,251	5,177,686,650	113,676,195,879
第57計算期間	226,611,916	4,320,850,242	109,581,957,553
第58計算期間	239,775,240	5,019,783,011	104,801,949,782
第59計算期間	2,794,012,348	3,550,301,123	104,045,661,007
第60計算期間	2,474,789,474	2,217,556,828	104,302,893,653
第61計算期間	4,755,492,332	2,864,864,501	106,193,521,484
第62計算期間	6,038,996,447	1,566,782,583	110,665,735,348
第63計算期間	25,613,363,068	1,403,542,343	134,875,556,073
第64計算期間	42,218,885,847	1,323,151,589	175,771,290,331
第65計算期間	335,534,079	2,291,563,699	173,815,260,711
第66計算期間	317,565,884	1,842,643,293	172,290,183,302
第67計算期間	402,494,097	2,225,084,200	170,467,593,199

第68計算期間	326,012,609	2,805,636,475	167,987,969,333
第69計算期間	304,102,292	1,997,354,452	166,294,717,173
第70計算期間	388,281,349	1,987,947,161	164,695,051,361
第71計算期間	392,161,423	2,615,811,335	162,471,401,449
第72計算期間	361,886,642	2,142,060,284	160,691,227,807
第73計算期間	438,968,386	5,273,767,572	155,856,428,621
第74計算期間	415,798,673	3,420,764,340	152,851,462,954
第75計算期間	345,264,581	5,222,435,443	147,974,292,092
第76計算期間	350,665,818	4,599,429,036	143,725,528,874
第77計算期間	476,979,929	2,719,641,492	141,482,867,311
第78計算期間	577,686,341	2,067,523,593	139,993,030,059
第79計算期間	333,103,778	8,384,932,461	131,941,201,376
第80計算期間	1,367,035,384	7,626,605,658	125,681,631,102
第81計算期間	1,294,642,093	7,164,455,506	119,811,817,689
第82計算期間	649,352,593	5,136,997,864	115,324,172,418
第83計算期間	778,728,943	4,005,100,409	112,097,800,952
第84計算期間	459,055,800	5,611,767,774	106,945,088,978
第85計算期間	640,621,938	4,791,488,265	102,794,222,651
第86計算期間	639,711,048	3,153,215,987	100,280,717,712
第87計算期間	591,427,136	2,953,700,710	97,918,444,138
第88計算期間	1,969,538,138	1,646,052,728	98,241,929,548
第89計算期間	1,895,144,635	1,801,552,541	98,335,521,642
第90計算期間	1,405,050,622	2,269,401,129	97,471,171,135
第91計算期間	2,638,461,734	2,457,652,861	97,651,980,008
第92計算期間	1,437,721,552	1,787,035,995	97,302,665,565
第93計算期間	1,529,381,122	2,427,034,276	96,405,012,411
第94計算期間	730,001,239	1,901,791,802	95,233,221,848
第95計算期間	750,717,567	2,152,314,014	93,831,625,401
第96計算期間	740,810,651	2,214,252,328	92,358,183,724
第97計算期間	922,624,478	2,858,534,559	90,422,273,643

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,124,474,177	99.01
親投資信託受益証券	日本	100,000	0.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	11,156,342	0.98

純資産総額	1,135,730,519	100.00
-------	---------------	--------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 ３年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド（ＩＤＲクラス）	1,743,100,569	0.61	1,063,291,347	0.6451	1,124,474,177	99.01
日本	親投資信託受 益証券	マナー・プール マザーファンド	99,602	1.0040	100,000	1.0040	100,000	0.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 ３年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年12月13日）	36,507,808	36,626,311	9,242	9,272

第2計算期間末日	（平成26年 1月14日）	37,098,761	37,217,315	9,388	9,418
第3計算期間末日	（平成26年 2月13日）	36,813,005	36,931,609	9,312	9,342
第4計算期間末日	（平成26年 3月13日）	39,793,314	39,911,968	10,061	10,091
第5計算期間末日	（平成26年 4月14日）	40,139,148	40,257,840	10,145	10,175
第6計算期間末日	（平成26年 5月13日）	40,936,989	41,054,307	10,468	10,498
第7計算期間末日	（平成26年 6月13日）	49,950,011	50,095,322	10,312	10,342
第8計算期間末日	（平成26年 7月14日）	186,971,166	187,501,797	10,571	10,601
第9計算期間末日	（平成26年 8月13日）	224,154,717	224,784,289	10,681	10,711
第10計算期間末日	（平成26年 9月16日）	268,414,676	269,125,930	11,321	11,351
第11計算期間末日	（平成26年10月14日）	253,483,507	254,196,482	10,666	10,696
第12計算期間末日	（平成26年11月13日）	279,528,784	280,242,889	11,743	11,773
第13計算期間末日	（平成26年12月15日）	141,204,307	141,557,323	12,000	12,030
第14計算期間末日	（平成27年 1月13日）	110,285,655	110,560,876	12,021	12,051
第15計算期間末日	（平成27年 2月13日）	130,107,075	131,714,691	12,140	12,290
第16計算期間末日	（平成27年 3月13日）	181,605,852	183,917,417	11,785	11,935
第17計算期間末日	（平成27年 4月13日）	180,589,225	182,809,037	12,203	12,353
第18計算期間末日	（平成27年 5月13日）	208,548,403	211,269,657	11,496	11,646
第19計算期間末日	（平成27年 6月15日）	219,988,496	222,867,636	11,461	11,611
第20計算期間末日	（平成27年 7月13日）	264,102,296	267,651,958	11,160	11,310
第21計算期間末日	（平成27年 8月13日）	293,805,709	298,010,163	10,482	10,632
第22計算期間末日	（平成27年 9月14日）	238,837,294	242,684,842	9,311	9,461
第23計算期間末日	（平成27年10月13日）	257,033,442	260,826,816	10,164	10,314
第24計算期間末日	（平成27年11月13日）	263,976,166	267,853,643	10,212	10,362
第25計算期間末日	（平成27年12月14日）	224,496,956	228,015,332	9,571	9,721
第26計算期間末日	（平成28年 1月13日）	223,627,704	227,333,152	9,053	9,203
第27計算期間末日	（平成28年 2月15日）	222,393,415	226,140,465	8,903	9,053
第28計算期間末日	（平成28年 3月14日）	241,166,646	244,960,741	9,535	9,685
第29計算期間末日	（平成28年 4月13日）	234,395,478	238,238,627	9,149	9,299
第30計算期間末日	（平成28年 5月13日）	239,072,941	243,061,287	8,991	9,141
第31計算期間末日	（平成28年 6月13日）	291,231,602	296,180,799	8,827	8,977
第32計算期間末日	（平成28年 7月13日）	461,988,766	466,985,985	9,245	9,345
第33計算期間末日	（平成28年 8月15日）	563,720,195	570,052,489	8,902	9,002
第34計算期間末日	（平成28年 9月13日）	630,974,994	637,842,238	9,188	9,288
第35計算期間末日	（平成28年10月13日）	845,210,140	854,674,312	8,931	9,031
第36計算期間末日	（平成28年11月14日）	1,080,294,242	1,092,511,852	8,842	8,942
第37計算期間末日	（平成28年12月13日）	1,195,479,956	1,208,339,088	9,297	9,397
第38計算期間末日	（平成29年 1月13日）	1,248,933,067	1,262,535,350	9,182	9,282
第39計算期間末日	（平成29年 2月13日）	1,380,227,809	1,395,089,237	9,287	9,387
第40計算期間末日	（平成29年 3月13日）	1,554,676,012	1,571,794,363	9,082	9,182
第41計算期間末日	（平成29年 4月13日）	1,740,605,956	1,759,779,079	9,078	9,178
第42計算期間末日	（平成29年 5月15日）	1,955,949,159	1,976,670,268	9,439	9,539
第43計算期間末日	（平成29年 6月13日）	2,218,867,020	2,242,394,236	9,431	9,531

第44計算期間末日	（平成29年 7月13日）	2,547,364,476	2,573,936,941	9,586	9,686
第45計算期間末日	（平成29年 8月14日）	2,587,299,952	2,614,496,065	9,513	9,613
第46計算期間末日	（平成29年 9月13日）	2,591,651,435	2,618,476,118	9,661	9,761
第47計算期間末日	（平成29年10月13日）	2,534,780,241	2,561,375,778	9,531	9,631
第48計算期間末日	（平成29年11月13日）	2,517,567,189	2,543,143,903	9,843	9,943
第49計算期間末日	（平成29年12月13日）	2,388,810,403	2,412,608,709	10,038	10,138
第50計算期間末日	（平成30年 1月15日）	2,338,938,269	2,362,038,037	10,125	10,225
第51計算期間末日	（平成30年 2月13日）	1,998,921,289	2,021,243,651	8,955	9,055
第52計算期間末日	（平成30年 3月13日）	1,908,908,776	1,930,608,953	8,797	8,897
第53計算期間末日	（平成30年 4月13日）	1,795,560,370	1,816,142,113	8,724	8,824
第54計算期間末日	（平成30年 5月14日）	1,806,580,149	1,827,163,107	8,777	8,877
第55計算期間末日	（平成30年 6月13日）	1,743,611,289	1,763,455,915	8,786	8,886
第56計算期間末日	（平成30年 7月13日）	1,660,715,599	1,679,781,414	8,710	8,810
第57計算期間末日	（平成30年 8月13日）	1,564,532,622	1,582,793,635	8,568	8,668
第58計算期間末日	（平成30年 9月13日）	1,418,976,563	1,436,113,412	8,280	8,380
第59計算期間末日	（平成30年10月15日）	1,279,725,075	1,296,263,192	7,738	7,838
第60計算期間末日	（平成30年11月13日）	1,347,353,518	1,363,947,672	8,119	8,219
第61計算期間末日	（平成30年12月13日）	1,401,903,527	1,418,644,220	8,374	8,474
第62計算期間末日	（平成31年 1月15日）	1,565,077,891	1,583,662,871	8,421	8,521
第63計算期間末日	（平成31年 2月13日）	2,350,660,128	2,377,149,530	8,874	8,974
第64計算期間末日	（平成31年 3月13日）	3,554,923,732	3,594,431,700	8,998	9,098
第65計算期間末日	（平成31年 4月15日）	3,608,684,850	3,647,829,948	9,219	9,319
第66計算期間末日	（令和 1年 5月13日）	3,324,216,651	3,361,856,003	8,832	8,932
第67計算期間末日	（令和 1年 6月13日）	3,384,591,814	3,422,080,367	9,028	9,128
第68計算期間末日	（令和 1年 7月16日）	3,505,400,268	3,542,747,993	9,386	9,486
第69計算期間末日	（令和 1年 8月13日）	3,195,660,347	3,232,234,518	8,737	8,837
第70計算期間末日	（令和 1年 9月13日）	3,300,020,998	3,336,592,717	9,023	9,123
第71計算期間末日	（令和 1年10月15日）	3,247,382,871	3,283,884,356	8,897	8,997
第72計算期間末日	（令和 1年11月13日）	3,093,373,931	3,129,089,707	8,661	8,761
第73計算期間末日	（令和 1年12月13日）	3,050,815,579	3,085,956,233	8,682	8,782
第74計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	3,184,221,609	3,219,786,244	8,953	9,053
第75計算期間末日	（令和 2年 2月13日）	3,150,187,807	3,184,926,468	9,068	9,168
第76計算期間末日	（令和 2年 3月13日）	2,470,451,368	2,504,204,235	7,319	7,419
第77計算期間末日	（令和 2年 4月13日）	1,931,625,125	1,965,074,120	5,775	5,875
第78計算期間末日	（令和 2年 5月13日）	2,101,331,191	2,121,350,487	6,298	6,358
第79計算期間末日	（令和 2年 6月15日）	2,157,803,777	2,176,469,567	6,936	6,996
第80計算期間末日	（令和 2年 7月13日）	1,895,828,331	1,912,618,081	6,775	6,835
第81計算期間末日	（令和 2年 8月13日）	1,750,599,323	1,766,753,265	6,502	6,562
第82計算期間末日	（令和 2年 9月14日）	1,642,259,055	1,657,574,476	6,434	6,494
第83計算期間末日	（令和 2年10月13日）	1,575,673,063	1,590,484,792	6,383	6,443
第84計算期間末日	（令和 2年11月13日）	1,510,970,013	1,524,672,453	6,616	6,676
第85計算期間末日	（令和 2年12月14日）	1,393,888,835	1,406,460,363	6,653	6,713

第86計算期間末日	(令和 3年 1月13日)	1,404,424,736	1,416,785,617	6,817	6,877
第87計算期間末日	(令和 3年 2月15日)	1,339,033,059	1,350,990,788	6,719	6,779
第88計算期間末日	(令和 3年 3月15日)	1,328,993,512	1,340,784,705	6,763	6,823
第89計算期間末日	(令和 3年 4月13日)	1,270,889,746	1,282,055,617	6,829	6,889
第90計算期間末日	(令和 3年 5月13日)	1,268,864,343	1,279,730,777	7,006	7,066
第91計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	1,290,862,989	1,301,596,598	7,216	7,276
第92計算期間末日	(令和 3年 7月13日)	1,283,019,144	1,293,731,844	7,186	7,246
第93計算期間末日	(令和 3年 8月13日)	1,260,134,965	1,270,654,544	7,187	7,247
第94計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	1,210,937,749	1,221,182,098	7,092	7,152
第95計算期間末日	(令和 3年10月13日)	1,194,013,410	1,204,134,616	7,078	7,138
第96計算期間末日	(令和 3年11月15日)	1,196,483,020	1,206,352,487	7,274	7,334
第97計算期間末日	(令和 3年12月13日)	1,103,068,816	1,112,596,141	6,947	7,007
	令和 2年12月末日	1,390,924,045	—	6,736	—
	令和 3年 1月末日	1,372,977,482	—	6,762	—
	2月末日	1,362,391,407	—	6,881	—
	3月末日	1,323,446,558	—	7,062	—
	4月末日	1,277,349,755	—	7,035	—
	5月末日	1,278,408,776	—	7,055	—
	6月末日	1,266,058,932	—	7,133	—
	7月末日	1,268,524,423	—	7,184	—
	8月末日	1,232,963,408	—	7,106	—
	9月末日	1,177,629,741	—	6,989	—
	10月末日	1,215,024,762	—	7,263	—
	11月末日	1,161,860,101	—	7,104	—
	12月末日	1,135,730,519	—	7,163	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	30円
第2計算期間	30円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円

第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	150円
第16計算期間	150円
第17計算期間	150円
第18計算期間	150円
第19計算期間	150円
第20計算期間	150円
第21計算期間	150円
第22計算期間	150円
第23計算期間	150円
第24計算期間	150円
第25計算期間	150円
第26計算期間	150円
第27計算期間	150円
第28計算期間	150円
第29計算期間	150円
第30計算期間	150円
第31計算期間	150円
第32計算期間	100円
第33計算期間	100円
第34計算期間	100円
第35計算期間	100円
第36計算期間	100円
第37計算期間	100円
第38計算期間	100円
第39計算期間	100円
第40計算期間	100円
第41計算期間	100円
第42計算期間	100円
第43計算期間	100円
第44計算期間	100円
第45計算期間	100円
第46計算期間	100円
第47計算期間	100円
第48計算期間	100円
第49計算期間	100円
第50計算期間	100円
第51計算期間	100円
第52計算期間	100円
第53計算期間	100円
第54計算期間	100円

第55計算期間	100円
第56計算期間	100円
第57計算期間	100円
第58計算期間	100円
第59計算期間	100円
第60計算期間	100円
第61計算期間	100円
第62計算期間	100円
第63計算期間	100円
第64計算期間	100円
第65計算期間	100円
第66計算期間	100円
第67計算期間	100円
第68計算期間	100円
第69計算期間	100円
第70計算期間	100円
第71計算期間	100円
第72計算期間	100円
第73計算期間	100円
第74計算期間	100円
第75計算期間	100円
第76計算期間	100円
第77計算期間	100円
第78計算期間	60円
第79計算期間	60円
第80計算期間	60円
第81計算期間	60円
第82計算期間	60円
第83計算期間	60円
第84計算期間	60円
第85計算期間	60円
第86計算期間	60円
第87計算期間	60円
第88計算期間	60円
第89計算期間	60円
第90計算期間	60円
第91計算期間	60円
第92計算期間	60円
第93計算期間	60円
第94計算期間	60円
第95計算期間	60円
第96計算期間	60円

第97計算期間	60円
---------	-----

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△7.28
第2計算期間	1.90
第3計算期間	△0.48
第4計算期間	8.36
第5計算期間	1.13
第6計算期間	3.47
第7計算期間	△1.20
第8計算期間	2.80
第9計算期間	1.32
第10計算期間	6.27
第11計算期間	△5.52
第12計算期間	10.37
第13計算期間	2.44
第14計算期間	0.42
第15計算期間	2.23
第16計算期間	△1.68
第17計算期間	4.81
第18計算期間	△4.56
第19計算期間	1.00
第20計算期間	△1.31
第21計算期間	△4.73
第22計算期間	△9.74
第23計算期間	10.77
第24計算期間	1.94
第25計算期間	△4.80
第26計算期間	△3.84
第27計算期間	0.00
第28計算期間	8.78
第29計算期間	△2.47
第30計算期間	△0.08
第31計算期間	△0.15
第32計算期間	5.86
第33計算期間	△2.62
第34計算期間	4.33
第35計算期間	△1.70
第36計算期間	0.12

第37計算期間	6.27
第38計算期間	△0.16
第39計算期間	2.23
第40計算期間	△1.13
第41計算期間	1.05
第42計算期間	5.07
第43計算期間	0.97
第44計算期間	2.70
第45計算期間	0.28
第46計算期間	2.60
第47計算期間	△0.31
第48計算期間	4.32
第49計算期間	2.99
第50計算期間	1.86
第51計算期間	△10.56
第52計算期間	△0.64
第53計算期間	0.30
第54計算期間	1.75
第55計算期間	1.24
第56計算期間	0.27
第57計算期間	△0.48
第58計算期間	△2.19
第59計算期間	△5.33
第60計算期間	6.21
第61計算期間	4.37
第62計算期間	1.75
第63計算期間	6.56
第64計算期間	2.52
第65計算期間	3.56
第66計算期間	△3.11
第67計算期間	3.35
第68計算期間	5.07
第69計算期間	△5.84
第70計算期間	4.41
第71計算期間	△0.28
第72計算期間	△1.52
第73計算期間	1.39
第74計算期間	4.27
第75計算期間	2.40
第76計算期間	△18.18
第77計算期間	△19.72
第78計算期間	10.09

第79計算期間	11.08
第80計算期間	△1.45
第81計算期間	△3.14
第82計算期間	△0.12
第83計算期間	0.13
第84計算期間	4.59
第85計算期間	1.46
第86計算期間	3.36
第87計算期間	△0.55
第88計算期間	1.54
第89計算期間	1.86
第90計算期間	3.47
第91計算期間	3.85
第92計算期間	0.41
第93計算期間	0.84
第94計算期間	△0.48
第95計算期間	0.64
第96計算期間	3.61
第97計算期間	△3.67

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	39,501,295	—	39,501,295
第2計算期間	16,828	—	39,518,123
第3計算期間	16,623	—	39,534,746
第4計算期間	16,810	—	39,551,556
第5計算期間	12,445	—	39,564,001
第6計算期間	9,674,670	10,132,338	39,106,333
第7計算期間	9,330,725	—	48,437,058
第8計算期間	128,440,216	—	176,877,274
第9計算期間	32,980,147	—	209,857,421
第10計算期間	27,257,301	29,786	237,084,936
第11計算期間	573,576	—	237,658,512
第12計算期間	832,110	455,577	238,035,045
第13計算期間	373,984	120,737,002	117,672,027
第14計算期間	1,172,874	27,104,514	91,740,387
第15計算期間	42,729,252	27,295,191	107,174,448
第16計算期間	50,991,732	4,061,785	154,104,395
第17計算期間	2,243,689	8,360,560	147,987,524

第18計算期間	34,423,497	994,036	181,416,985
第19計算期間	14,145,750	3,620,046	191,942,689
第20計算期間	44,768,446	66,957	236,644,178
第21計算期間	43,933,441	280,682	280,296,937
第22計算期間	8,551,885	32,345,562	256,503,260
第23計算期間	1,835,911	5,447,570	252,891,601
第24計算期間	9,525,078	3,918,179	258,498,500
第25計算期間	1,716,120	25,656,160	234,558,460
第26計算期間	12,471,834	383	247,029,911
第27計算期間	2,822,887	49,455	249,803,343
第28計算期間	3,138,376	2,023	252,939,696
第29計算期間	3,298,208	27,970	256,209,934
第30計算期間	19,710,328	10,030,511	265,889,751
第31計算期間	64,056,850	113	329,946,488
第32計算期間	171,695,840	1,920,341	499,721,987
第33計算期間	134,901,222	1,393,809	633,229,400
第34計算期間	73,505,294	20,010,240	686,724,454
第35計算期間	262,678,720	2,985,906	946,417,268
第36計算期間	333,572,199	58,228,401	1,221,761,066
第37計算期間	65,429,214	1,277,073	1,285,913,207
第38計算期間	102,753,630	28,438,525	1,360,228,312
第39計算期間	133,445,789	7,531,238	1,486,142,863
第40計算期間	250,736,566	25,044,241	1,711,835,188
第41計算期間	257,799,788	52,322,619	1,917,312,357
第42計算期間	263,198,677	108,400,066	2,072,110,968
第43計算期間	331,065,920	50,455,282	2,352,721,606
第44計算期間	360,408,341	55,883,424	2,657,246,523
第45計算期間	149,198,436	86,833,616	2,719,611,343
第46計算期間	6,649,125	43,792,087	2,682,468,381
第47計算期間	6,208,792	29,123,391	2,659,553,782
第48計算期間	6,844,250	108,726,536	2,557,671,496
第49計算期間	5,915,096	183,755,964	2,379,830,628
第50計算期間	4,793,092	74,646,887	2,309,976,833
第51計算期間	4,934,314	82,674,854	2,232,236,293
第52計算期間	6,174,491	68,392,993	2,170,017,791
第53計算期間	6,605,794	118,449,226	2,058,174,359
第54計算期間	6,415,793	6,294,287	2,058,295,865
第55計算期間	5,173,621	79,006,869	1,984,462,617
第56計算期間	5,066,215	82,947,244	1,906,581,588
第57計算期間	5,410,845	85,891,067	1,826,101,366
第58計算期間	5,645,201	118,061,599	1,713,684,968
第59計算期間	19,107,730	78,980,920	1,653,811,778

第60計算期間	13,718,252	8,114,596	1,659,415,434
第61計算期間	41,019,436	26,365,480	1,674,069,390
第62計算期間	197,580,489	13,151,801	1,858,498,078
第63計算期間	822,832,501	32,390,366	2,648,940,213
第64計算期間	1,322,162,585	20,305,977	3,950,796,821
第65計算期間	10,608,388	46,895,382	3,914,509,827
第66計算期間	9,794,437	160,368,973	3,763,935,291
第67計算期間	11,140,944	26,220,887	3,748,855,348
第68計算期間	9,964,447	24,047,287	3,734,772,508
第69計算期間	9,728,851	87,084,258	3,657,417,101
第70計算期間	11,246,727	11,491,902	3,657,171,926
第71計算期間	10,015,738	17,039,154	3,650,148,510
第72計算期間	10,157,814	88,728,706	3,571,577,618
第73計算期間	10,747,434	68,259,609	3,514,065,443
第74計算期間	89,629,519	47,231,441	3,556,463,521
第75計算期間	9,165,803	91,763,147	3,473,866,177
第76計算期間	54,627,296	153,206,732	3,375,286,741
第77計算期間	12,471,061	42,858,276	3,344,899,526
第78計算期間	16,409,137	24,759,281	3,336,549,382
第79計算期間	9,486,602	235,070,944	3,110,965,040
第80計算期間	23,231,181	335,904,453	2,798,291,768
第81計算期間	42,046,143	148,014,093	2,692,323,818
第82計算期間	10,664,857	150,418,487	2,552,570,188
第83計算期間	16,641,754	100,590,293	2,468,621,649
第84計算期間	11,110,982	195,992,602	2,283,740,029
第85計算期間	25,595,037	214,080,335	2,095,254,731
第86計算期間	6,115,046	41,222,813	2,060,146,964
第87計算期間	13,056,920	80,248,962	1,992,954,922
第88計算期間	5,657,162	33,413,169	1,965,198,915
第89計算期間	5,488,004	109,708,411	1,860,978,508
第90計算期間	12,508,025	62,414,103	1,811,072,430
第91計算期間	31,572,234	53,709,728	1,788,934,936
第92計算期間	17,626,069	21,110,972	1,785,450,033
第93計算期間	24,482,146	56,668,942	1,753,263,237
第94計算期間	4,782,364	50,654,080	1,707,391,521
第95計算期間	18,287,442	38,811,148	1,686,867,815
第96計算期間	4,450,434	46,406,953	1,644,911,296
第97計算期間	19,542,782	76,566,420	1,587,887,658

（参考）

マネー・プール マザーファンド

投資状況

令和 3年12月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	52,976,191	100.00
純資産総額		52,976,191	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

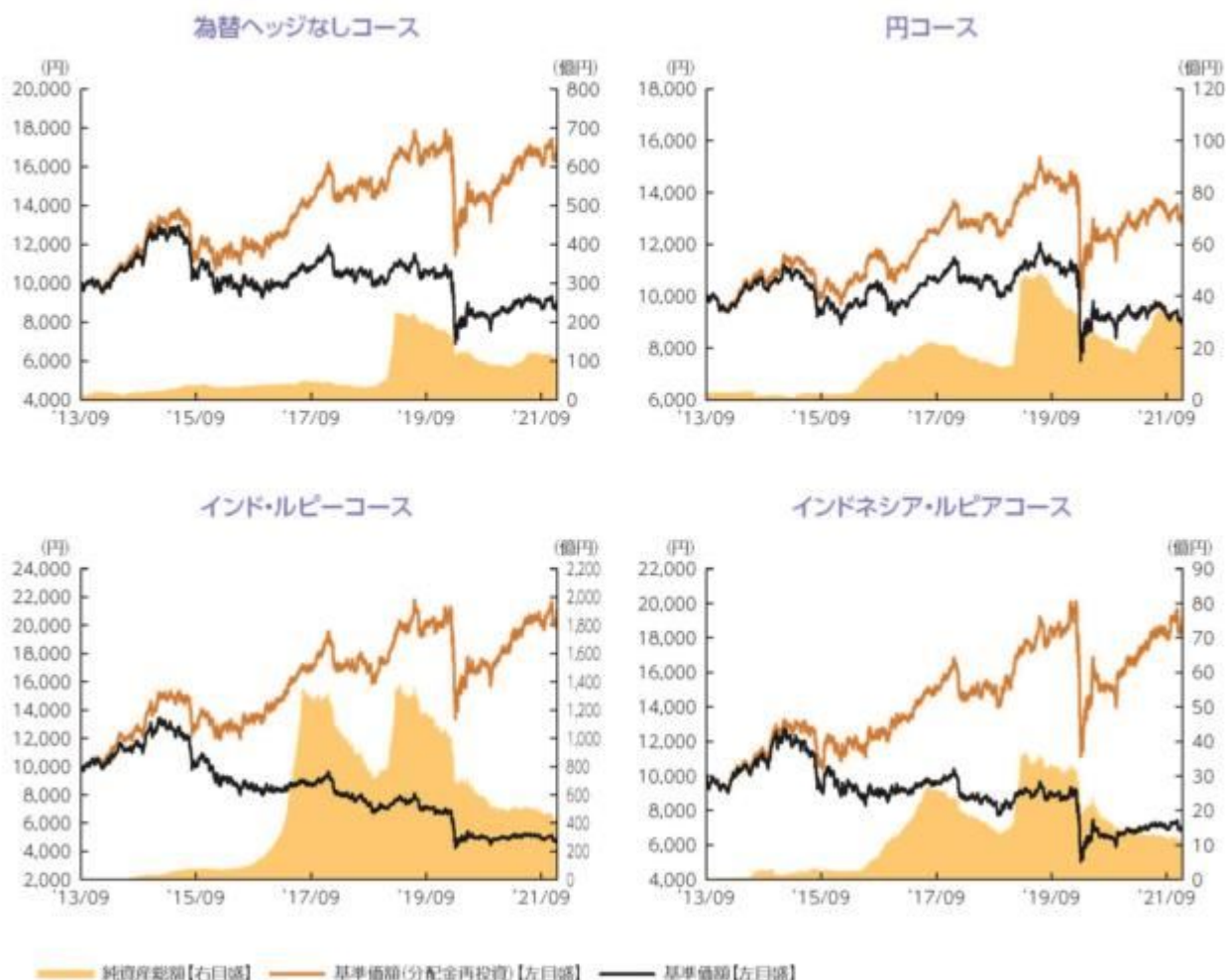
《参考情報》



運用実績

2021年12月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2013年9月20日(設定日)～2021年12月30日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 基準価額・純資産

	為替ヘッジなし コース	円コース	インド・ルビー コース	インドネシア・ ルピアコース
基準価額	9,065円	9,160円	4,906円	7,163円
純資産総額	111.0億円	30.1億円	438.8億円	11.3億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

	為替ヘッジなし コース	円コース	インド・ルビー コース	インドネシア・ ルピアコース
2021年12月	50円	40円	70円	60円
2021年11月	50円	40円	70円	60円
2021年10月	50円	40円	70円	60円
2021年9月	50円	40円	70円	60円
2021年8月	50円	40円	70円	60円
2021年7月	50円	40円	70円	60円
直近1年間累計	600円	480円	840円	720円
設定来累計	6,460円	3,670円	11,710円	8,770円

・分配金は1万円当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	為替ヘッジなし コース	円コース	インド・ルビー コース	インドネシア・ ルピアコース
外国投資信託	99.0%	99.0%	98.9%	99.0%
マネー・プール マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	1.0%	1.0%	1.1%	1.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

銘柄	国・地域	用途	比率
1 LINK REIT /HKD/	香港	小売り	18.2%
2 ASCENDAS REAL ESTATE INV /SGD/	シンガポール	複合	9.9%
3 CAPITALAND INTEGRATED CO /SGD/	シンガポール	小売り	9.0%
4 MAPLETREE LOGISTICS TRUS /SGD/	シンガポール	産業用施設	6.3%
5 MAPLETREE INDUSTRIAL TRU /SGD/	シンガポール	産業用施設	6.1%
6 FRASERS LOGISTICS & COMM /SGD/	シンガポール	複合	5.3%
7 MAPLETREE NORTH ASIA COM /SGD/	シンガポール	複合	4.9%
8 MAPLETREE COMMERCIAL TRU /SGD/	シンガポール	複合	4.6%
9 FRASERS CENTREPOINT TRUS /SGD/	シンガポール	小売り	3.9%
10 FORTUNE REIT /HKD/	香港	小売り	3.9%

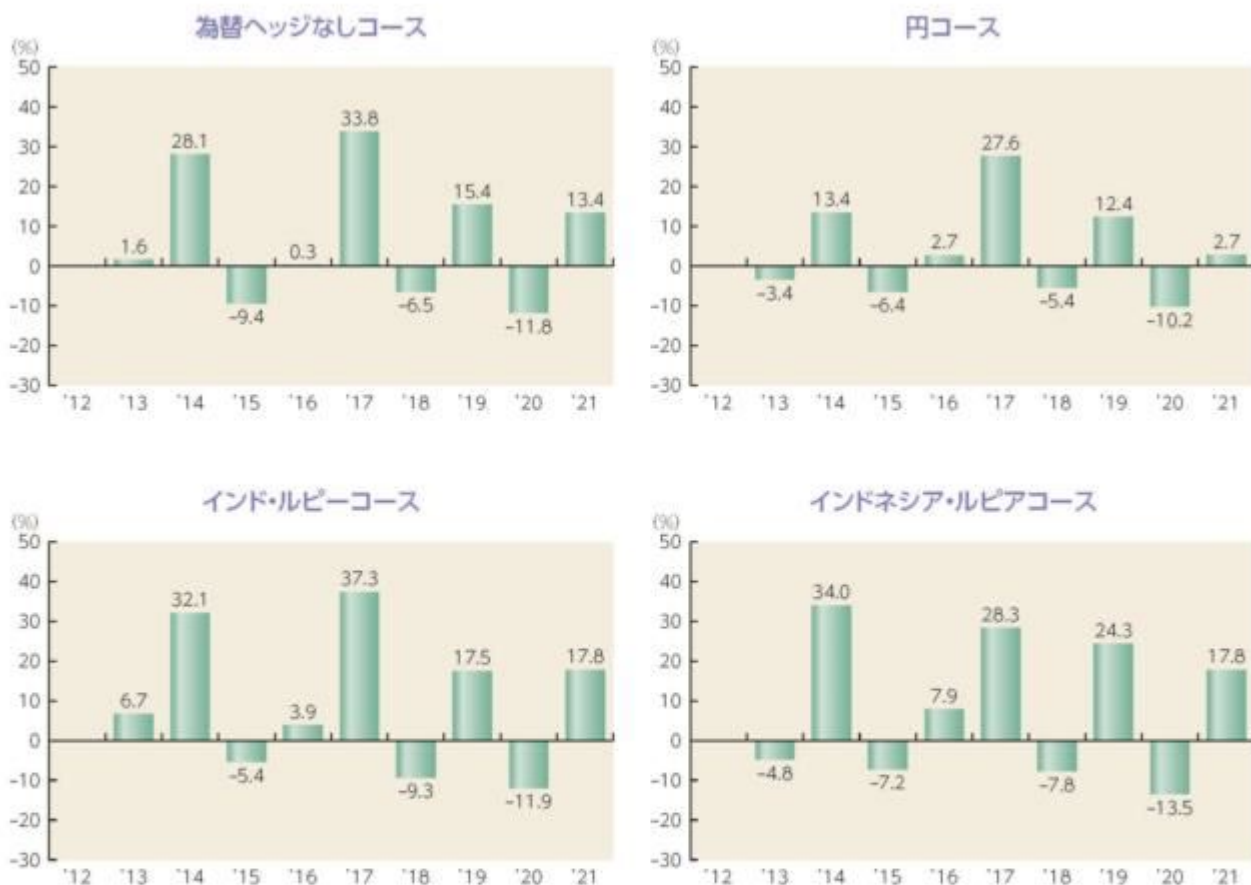
・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

・用途分類および国・地域分類はイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドによります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2013年は設定日から年末までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、主要投資対象とする外国投資信託の運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

⑩その他

- ・ スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。
- ・ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にご確認ください。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場

の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより解約をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2028年6月13日まで（2013年9月20日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎月14日から翌月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第1計算期間は信託契約締結日から2013年12月13日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

・各ファンドの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合

・各ファンドのそれぞれの受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合

・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年6月15日から令和3年12月13日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	246,233,021	214,738,008
投資信託受益証券	10,854,639,376	10,773,390,586
親投資信託受益証券	100,010	100,000
未収入金	-	37,370,000
流動資産合計	11,100,972,407	11,025,598,594
資産合計	11,100,972,407	11,025,598,594
負債の部		
流動負債		
未払金	70,000,000	-
未払収益分配金	59,443,844	61,737,176
未払解約金	2,825,811	65,819,535
未払受託者報酬	290,224	284,669
未払委託者報酬	10,641,546	10,437,755
未払利息	53	56
その他未払費用	96,729	94,878
流動負債合計	143,298,207	138,374,069
負債合計	143,298,207	138,374,069
純資産の部		
元本等		
元本	11,888,768,807	12,347,435,211
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△931,094,607	△1,460,210,686
（分配準備積立金）	174,672,055	10,906,936
元本等合計	10,957,674,200	10,887,224,525
純資産合計	10,957,674,200	10,887,224,525
負債純資産合計	11,100,972,407	11,025,598,594

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 2年12月15日 令和 3年 6月14日	自 至	当期 令和 3年 6月15日 令和 3年12月13日
営業収益				
配当株式		219,314,659		290,880,331
受取利息		57		271
有価証券売買等損益		1,021,070,908		△344,179,131
営業収益合計		1,240,385,624		△53,298,529
営業費用				
支払利息		8,746		24,817
受託者報酬		1,479,939		1,905,079
委託者報酬		54,264,537		69,852,794
その他費用		493,255		634,964
営業費用合計		56,246,477		72,417,654
営業利益又は営業損失（△）		1,184,139,147		△125,716,183
経常利益又は経常損失（△）		1,184,139,147		△125,716,183
当期純利益又は当期純損失（△）		1,184,139,147		△125,716,183
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		21,690,453		△8,539,739
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△1,697,007,500		△931,094,607
剰余金増加額又は欠損金減少額		298,314,776		204,391,574
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		298,314,776		204,391,574
剰余金減少額又は欠損金増加額		385,079,660		233,073,013
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		385,079,660		233,073,013
分配金		309,770,917		383,258,196
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△931,094,607		△1,460,210,686

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 3年6月15日から令和 3年12月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1. 期首元本額	10,464,333,192円	11,888,768,807円
期中追加設定元本額	3,628,503,257円	2,714,340,329円
期中一部解約元本額	2,204,067,642円	2,255,673,925円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	931,094,607円	1,460,210,686円
3. 受益権の総数	11,888,768,807口	12,347,435,211口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日	当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日																		
1.分配金の計算過程 第86期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月13日	1.分配金の計算過程 第92期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月13日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>35,824,439円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	35,824,439円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>43,179,146円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	43,179,146円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	35,824,439円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	43,179,146円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																	

前期			当期		
自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日			自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日		
収益調整金額	C	3,170,124,542円	収益調整金額	C	4,130,029,390円
分配準備積立金額	D	333,646,542円	分配準備積立金額	D	173,542,284円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,539,595,523円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,346,750,820円
当ファンドの期末残存口数	F	10,150,622,592口	当ファンドの期末残存口数	F	12,858,472,433口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,487円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,380円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	50,753,112円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	64,292,362円
第87期			第93期		
令和 3年 1月14日			令和 3年 7月14日		
令和 3年 2月15日			令和 3年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,121,172円	費用控除後の配当等収益額	A	36,440,062円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	3,058,508,431円	収益調整金額	C	4,201,038,597円
分配準備積立金額	D	302,254,449円	分配準備積立金額	D	147,324,145円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,384,884,052円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,384,802,804円
当ファンドの期末残存口数	F	9,777,429,474口	当ファンドの期末残存口数	F	13,054,839,966口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,461円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,358円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,887,147円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	65,274,199円
第88期			第94期		
令和 3年 2月16日			令和 3年 8月14日		
令和 3年 3月15日			令和 3年 9月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,226,578円	費用控除後の配当等収益額	A	35,514,272円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	3,039,557,082円	収益調整金額	C	4,180,158,907円
分配準備積立金額	D	268,433,550円	分配準備積立金額	D	115,050,743円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,337,217,210円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,330,723,922円
当ファンドの期末残存口数	F	9,694,292,124口	当ファンドの期末残存口数	F	12,980,373,201口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,442円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,336円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,471,460円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	64,901,866円
第89期			第95期		
令和 3年 3月16日			令和 3年 9月14日		
令和 3年 4月13日			令和 3年10月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,374,430円	費用控除後の配当等収益額	A	35,134,790円

前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日			当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	3,159,661,592円	収益調整金額	C	4,158,436,862円
分配準備積立金額	D	236,766,423円	分配準備積立金額	D	83,928,882円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,432,802,445円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,277,500,534円
当ファンドの期末残存口数	F	10,010,701,931口	当ファンドの期末残存口数	F	12,908,743,808口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,429円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,313円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	50,053,509円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	64,543,719円
第90期 令和 3年 4月14日 令和 3年 5月13日			第96期 令和 3年10月14日 令和 3年11月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,333,240円	費用控除後の配当等収益額	A	49,798,715円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	3,309,730,290円	収益調整金額	C	4,028,511,474円
分配準備積立金額	D	215,714,117円	分配準備積立金額	D	51,804,287円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,557,777,647円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,130,114,476円
当ファンドの期末残存口数	F	10,432,369,002口	当ファンドの期末残存口数	F	12,501,774,826口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,410円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,303円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	52,161,845円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	62,508,874円
第91期 令和 3年 5月14日 令和 3年 6月14日			第97期 令和 3年11月16日 令和 3年12月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,033,770円	費用控除後の配当等収益額	A	34,896,185円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	3,803,780,462円	収益調整金額	C	3,979,785,255円
分配準備積立金額	D	193,082,129円	分配準備積立金額	D	37,747,927円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,037,896,361円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,052,429,367円
当ファンドの期末残存口数	F	11,888,768,807口	当ファンドの期末残存口数	F	12,347,435,211口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,396円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,281円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	59,443,844円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	61,737,176円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日	当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	360,038,584	△135,056,970
親投資信託受益証券	—	—
合計	360,038,584	△135,056,970

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1口当たり純資産額	0.9217円	0.8817円
(1万口当たり純資産額)	(9,217円)	(8,817円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド (Local Currencyクラス)	12,986,247,091	10,773,390,586	
投資信託受益証券 合計		12,986,247,091	10,773,390,586	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	100,000	
親投資信託受益証券 合計		99,602	100,000	
合計		12,986,346,693	10,773,490,586	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	63,673,754	47,359,870
投資信託受益証券	2,760,612,884	2,965,804,296
親投資信託受益証券	100,010	100,000
未収入金	-	4,430,000
流動資産合計	2,824,386,648	3,017,694,166
資産合計	2,824,386,648	3,017,694,166
負債の部		
流動負債		
未払金	15,000,000	-
未払収益分配金	11,669,280	13,178,430
未払解約金	-	5,769,638
未払受託者報酬	76,344	78,993
未払委託者報酬	2,799,375	2,896,350
未払利息	13	12
その他未払費用	25,439	26,320
流動負債合計	29,570,451	21,949,743
負債合計	29,570,451	21,949,743
純資産の部		
元本等		
元本	2,917,320,194	3,294,607,737
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△122,503,997	△298,863,314
（分配準備積立金）	163,613,954	117,412,101
元本等合計	2,794,816,197	2,995,744,423
純資産合計	2,794,816,197	2,995,744,423
負債純資産合計	2,824,386,648	3,017,694,166

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 2年12月15日 令和 3年 6月14日	自 至	当期 令和 3年 6月15日 令和 3年12月13日
営業収益				
配当株式		48,546,317		76,554,301
受取利息		14		68
有価証券売買等損益		114,035,555		△143,822,899
営業収益合計		162,581,886		△67,268,530
営業費用				
支払利息		2,268		8,796
受託者報酬		352,200		530,432
委託者報酬		12,914,239		19,449,007
その他費用		117,346		176,747
営業費用合計		13,386,053		20,164,982
営業利益又は営業損失（△）		149,195,833		△87,433,512
経常利益又は経常損失（△）		149,195,833		△87,433,512
当期純利益又は当期純損失（△）		149,195,833		△87,433,512
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		1,388,764		△3,407,150
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△164,423,462		△122,503,997
剰余金増加額又は欠損金減少額		21,549,435		38,303,826
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		21,549,435		38,303,826
剰余金減少額又は欠損金増加額		70,942,822		48,716,285
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		70,942,822		48,716,285
分配金		56,494,217		81,920,496
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△122,503,997		△298,863,314

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 3年6月15日から令和 3年12月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1. 期首元本額	2,111,622,647円	2,917,320,194円
期中追加設定元本額	1,139,570,581円	1,005,282,577円
期中一部解約元本額	333,873,034円	627,995,034円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	122,503,997円	298,863,314円
3. 受益権の総数	2,917,320,194口	3,294,607,737口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日	当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日																		
1.分配金の計算過程 第86期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月13日	1.分配金の計算過程 第92期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月13日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,508,586円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,508,586円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,297,371円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,297,371円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	7,508,586円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	11,297,371円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																	

前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日			当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日		
収益調整金額	C	720,694,985円	収益調整金額	C	1,298,243,467円
分配準備積立金額	D	205,554,737円	分配準備積立金額	D	162,748,846円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	933,758,308円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,472,289,684円
当ファンドの期末残存口数	F	2,091,114,599口	当ファンドの期末残存口数	F	3,344,355,114口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,465円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,402円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,364,458円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,377,420円
第87期			第93期		
令和 3年 1月14日			令和 3年 7月14日		
令和 3年 2月15日			令和 3年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,790,959円	費用控除後の配当等収益額	A	9,686,072円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	675,072,202円	収益調整金額	C	1,375,378,929円
分配準備積立金額	D	191,270,115円	分配準備積立金額	D	157,955,695円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	871,133,276円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,543,020,696円
当ファンドの期末残存口数	F	1,957,673,515口	当ファンドの期末残存口数	F	3,514,959,804口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,449円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,389円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,830,694円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,059,839円
第88期			第94期		
令和 3年 2月16日			令和 3年 8月14日		
令和 3年 3月15日			令和 3年 9月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,305,579円	費用控除後の配当等収益額	A	9,168,467円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	723,045,051円	収益調整金額	C	1,368,334,099円
分配準備積立金額	D	181,780,078円	分配準備積立金額	D	150,913,293円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	909,130,708円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,528,415,859円
当ファンドの期末残存口数	F	2,050,964,175口	当ファンドの期末残存口数	F	3,492,432,339口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,432円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,376円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,203,856円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,969,729円
第89期			第95期		
令和 3年 3月16日			令和 3年 9月14日		
令和 3年 4月13日			令和 3年10月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,957,917円	費用控除後の配当等収益額	A	8,922,224円

前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日			当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	873,203,318円	収益調整金額	C	1,331,758,709円
分配準備積立金額	D	177,316,994円	分配準備積立金額	D	141,353,536円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,058,478,229円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,482,034,469円
当ファンドの期末残存口数	F	2,390,455,404口	当ファンドの期末残存口数	F	3,397,106,105口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,427円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,362円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,561,821円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,588,424円
第90期 令和 3年 4月14日 令和 3年 5月13日			第96期 令和 3年10月14日 令和 3年11月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,422,251円	費用控除後の配当等収益額	A	12,967,522円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,020,539,580円	収益調整金額	C	1,354,211,827円
分配準備積立金額	D	171,531,134円	分配準備積立金額	D	131,368,704円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,198,492,965円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,498,548,053円
当ファンドの期末残存口数	F	2,716,027,191口	当ファンドの期末残存口数	F	3,436,663,556口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,412円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,360円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,864,108円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,746,654円
第91期 令和 3年 5月14日 令和 3年 6月14日			第97期 令和 3年11月16日 令和 3年12月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,029,319円	費用控除後の配当等収益額	A	8,951,556円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,110,750,694円	収益調整金額	C	1,301,788,502円
分配準備積立金額	D	165,253,915円	分配準備積立金額	D	121,638,975円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,286,033,928円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,432,379,033円
当ファンドの期末残存口数	F	2,917,320,194口	当ファンドの期末残存口数	F	3,294,607,737口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,408円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,347円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,669,280円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,178,430円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日	当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	111,734,485	36,503,594
親投資信託受益証券	—	—
合計	111,734,485	36,503,594

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1口当たり純資産額	0.9580円	0.9093円
(1万口当たり純資産額)	(9,580円)	(9,093円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（ＪＰＹクラス）	4,506,616,466	2,965,804,296	
投資信託受益証券 合計		4,506,616,466	2,965,804,296	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	100,000	
親投資信託受益証券 合計		99,602	100,000	
合計		4,506,716,068	2,965,904,296	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,680,877,361	1,254,995,822
投資信託受益証券	50,302,923,667	42,233,983,626
親投資信託受益証券	100,010	100,000
未収入金	-	126,210,000
流動資産合計	51,983,901,038	43,615,289,448
資産合計	51,983,901,038	43,615,289,448
負債の部		
流動負債		
未払金	82,290,000	-
未払収益分配金	683,563,860	632,955,915
未払解約金	373,575,122	173,205,463
未払受託者報酬	1,450,181	1,143,003
未払委託者報酬	53,173,215	41,910,109
未払利息	363	330
その他未払費用	483,379	380,991
流動負債合計	1,194,536,120	849,595,811
負債合計	1,194,536,120	849,595,811
純資産の部		
元本等		
元本	97,651,980,008	90,422,273,643
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△46,862,615,090	△47,656,580,006
（分配準備積立金）	5,679,076	7,661,884
元本等合計	50,789,364,918	42,765,693,637
純資産合計	50,789,364,918	42,765,693,637
負債純資産合計	51,983,901,038	43,615,289,448

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 2年12月15日 令和 3年 6月14日	自 至	当期 令和 3年 6月15日 令和 3年12月13日
営業収益				
配当株式		2,428,512,619		2,157,879,860
受取利息		333		1,166
有価証券売買等損益		5,697,327,989		△2,312,869,911
営業収益合計		8,125,840,941		△154,988,885
営業費用				
支払利息		37,568		88,592
受託者報酬		8,166,841		7,874,006
委託者報酬		299,450,638		288,713,462
その他費用		2,722,215		2,624,606
営業費用合計		310,377,262		299,300,666
営業利益又は営業損失（△）		7,815,463,679		△454,289,551
経常利益又は経常損失（△）		7,815,463,679		△454,289,551
当期純利益又は当期純損失（△）		7,815,463,679		△454,289,551
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		108,251,937		△28,360,144
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△53,132,900,477		△46,862,615,090
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,229,159,742		6,605,858,808
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,229,159,742		6,605,858,808
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,536,787,752		3,015,023,443
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,536,787,752		3,015,023,443
分配金		4,129,298,345		3,958,870,874
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△46,862,615,090		△47,656,580,006

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 3年6月15日から令和 3年12月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1. 期首元本額	102,794,222,651円	97,651,980,008円
期中追加設定元本額	9,139,333,313円	6,111,256,609円
期中一部解約元本額	14,281,575,956円	13,340,962,974円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	46,862,615,090円	47,656,580,006円
3. 受益権の総数	97,651,980,008口	90,422,273,643口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日	当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日																		
1.分配金の計算過程 第86期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月13日	1.分配金の計算過程 第92期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月13日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>339,988,262円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	339,988,262円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>365,695,655円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	365,695,655円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	339,988,262円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	365,695,655円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	

前期			当期				
自 令和 2年12月15日			自 令和 3年 6月15日				
至 令和 3年 6月14日			至 令和 3年12月13日				
	収益調整金額	C	18,253,175,493円		収益調整金額	C	15,876,673,305円
	分配準備積立金額	D	2,476,172円		分配準備積立金額	D	5,575,989円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,595,639,927円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,247,944,949円
	当ファンドの期末残存口数	F	100,280,717,712口		当ファンドの期末残存口数	F	97,302,665,565口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,854円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,669円
	1万口当たり分配金額	H	70円		1万口当たり分配金額	H	70円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	701,965,023円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	681,118,658円
第87期							
令和 3年 1月14日							
令和 3年 2月15日							
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	301,563,114円		費用控除後の配当等収益額	A	325,229,218円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
	収益調整金額	C	17,471,428,354円		収益調整金額	C	15,422,847,501円
	分配準備積立金額	D	1,465,647円		分配準備積立金額	D	1,483,913円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	17,774,457,115円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,749,560,632円
	当ファンドの期末残存口数	F	97,918,444,138口		当ファンドの期末残存口数	F	96,405,012,411口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,815円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,633円
	1万口当たり分配金額	H	70円		1万口当たり分配金額	H	70円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	685,429,108円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	674,835,086円
第88期							
令和 3年 2月16日							
令和 3年 3月15日							
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	332,630,797円		費用控除後の配当等収益額	A	301,080,108円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
	収益調整金額	C	17,139,314,783円		収益調整金額	C	14,883,611,421円
	分配準備積立金額	D	9,119,022円		分配準備積立金額	D	8,408,244円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	17,481,064,602円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,193,099,773円
	当ファンドの期末残存口数	F	98,241,929,548口		当ファンドの期末残存口数	F	95,233,221,848口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,779円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,595円
	1万口当たり分配金額	H	70円		1万口当たり分配金額	H	70円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000	687,693,506円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	666,632,552円
第89期							
令和 3年 3月16日							
令和 3年 4月13日							
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	413,089,474円		費用控除後の配当等収益額	A	271,207,953円

前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日			当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	16,804,859,268円	収益調整金額	C	14,308,285,960円
分配準備積立金額	D	7,587,158円	分配準備積立金額	D	4,635,521円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	17,225,535,900円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,584,129,434円
当ファンドの期末残存口数	F	98,335,521,642口	当ファンドの期末残存口数	F	93,831,625,401口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,751円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,554円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	688,348,651円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	656,821,377円
第90期 令和 3年 4月14日 令和 3年 5月13日			第96期 令和 3年10月14日 令和 3年11月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	426,987,598円	費用控除後の配当等収益額	A	344,300,536円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	16,386,411,222円	収益調整金額	C	13,705,515,076円
分配準備積立金額	D	7,491,701円	分配準備積立金額	D	3,644,133円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,820,890,521円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,053,459,745円
当ファンドの期末残存口数	F	97,471,171,135口	当ファンドの期末残存口数	F	92,358,183,724口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,725円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,521円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	682,298,197円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	646,507,286円
第91期 令和 3年 5月14日 令和 3年 6月14日			第97期 令和 3年11月16日 令和 3年12月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	449,411,211円	費用控除後の配当等収益額	A	281,943,090円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	16,166,924,300円	収益調整金額	C	13,120,448,573円
分配準備積立金額	D	5,466,973円	分配準備積立金額	D	6,027,842円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,621,802,484円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,408,419,505円
当ファンドの期末残存口数	F	97,651,980,008口	当ファンドの期末残存口数	F	90,422,273,643口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,702円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,482円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	683,563,860円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	632,955,915円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日	当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,493,392,829	△705,961,814
親投資信託受益証券	—	—
合計	2,493,392,829	△705,961,814

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1口当たり純資産額	0.5201円	0.4730円
(1万口当たり純資産額)	(5,201円)	(4,730円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（ＩＮＲクラス）	72,779,568,544	42,233,983,626	
投資信託受益証券 合計		72,779,568,544	42,233,983,626	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	100,000	
親投資信託受益証券 合計		99,602	100,000	
合 計		72,779,668,146	42,234,083,626	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,483,022	30,578,101
投資信託受益証券	1,278,010,219	1,092,006,034
親投資信託受益証券	100,010	100,000
未収入金	460,000	180,000
流動資産合計	1,303,053,251	1,122,864,135
資産合計	1,303,053,251	1,122,864,135
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,733,609	9,527,325
未払解約金	58,625	9,147,585
未払受託者報酬	36,793	29,486
未払委託者報酬	1,348,976	1,081,096
未払利息	5	8
その他未払費用	12,254	9,819
流動負債合計	12,190,262	19,795,319
負債合計	12,190,262	19,795,319
純資産の部		
元本等		
元本	1,788,934,936	1,587,887,658
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△498,071,947	△484,818,842
（分配準備積立金）	28,237,347	12,921,154
元本等合計	1,290,862,989	1,103,068,816
純資産合計	1,290,862,989	1,103,068,816
負債純資産合計	1,303,053,251	1,122,864,135

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 2年12月15日 令和 3年 6月14日	自 至	当期 令和 3年 6月15日 令和 3年12月13日
営業収益				
配当株式		71,050,896		56,115,627
受取利息		12		33
有価証券売買等損益		112,921,771		△32,129,822
営業収益合計		183,972,679		23,985,838
営業費用				
支払利息		992		2,242
受託者報酬		219,267		201,299
委託者報酬		8,039,488		7,380,858
その他費用		73,030		67,037
営業費用合計		8,332,777		7,651,436
営業利益又は営業損失（△）		175,639,902		16,334,402
経常利益又は経常損失（△）		175,639,902		16,334,402
当期純利益又は当期純損失（△）		175,639,902		16,334,402
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		2,293,371		△1,623,797
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△701,365,896		△498,071,947
剰余金増加額又は欠損金減少額		121,686,571		81,787,688
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		121,686,571		81,787,688
剰余金減少額又は欠損金増加額		22,863,436		25,498,156
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		22,863,436		25,498,156
分配金		68,875,717		60,994,626
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△498,071,947		△484,818,842

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 3年6月15日から令和 3年12月13日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1. 期首元本額	2,095,254,731円	1,788,934,936円
期中追加設定元本額	74,397,391円	89,171,237円
期中一部解約元本額	380,717,186円	290,218,515円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	498,071,947円	484,818,842円
3. 受益権の総数	1,788,934,936口	1,587,887,658口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日	当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日																		
1.分配金の計算過程 第86期 令和 2年12月15日 令和 3年 1月13日	1.分配金の計算過程 第92期 令和 3年 6月15日 令和 3年 7月13日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>12,417,267円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	12,417,267円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8,105,760円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,105,760円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	12,417,267円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	8,105,760円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	

前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日			当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日		
収益調整金額	C	587,788,761円	収益調整金額	C	510,846,714円
分配準備積立金額	D	36,197,156円	分配準備積立金額	D	27,905,231円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	636,403,184円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	546,857,705円
当ファンドの期末残存口数	F	2,060,146,964口	当ファンドの期末残存口数	F	1,785,450,033口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,089円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,062円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,360,881円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,712,700円
第87期 令和 3年 1月14日 令和 3年 2月15日			第93期 令和 3年 7月14日 令和 3年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,707,442円	費用控除後の配当等収益額	A	10,088,663円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	568,848,405円	収益調整金額	C	501,982,343円
分配準備積立金額	D	34,848,592円	分配準備積立金額	D	24,499,150円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	614,404,439円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	536,570,156円
当ファンドの期末残存口数	F	1,992,954,922口	当ファンドの期末残存口数	F	1,753,263,237口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,082円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,060円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,957,729円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,519,579円
第88期 令和 3年 2月16日 令和 3年 3月15日			第94期 令和 3年 8月14日 令和 3年 9月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,065,461円	費用控除後の配当等収益額	A	8,366,243円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	561,022,332円	収益調整金額	C	488,914,466円
分配準備積立金額	D	33,036,465円	分配準備積立金額	D	23,374,552円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	604,124,258円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	520,655,261円
当ファンドの期末残存口数	F	1,965,198,915口	当ファンドの期末残存口数	F	1,707,391,521口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,074円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,049円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,791,193円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,244,349円
第89期 令和 3年 3月16日 令和 3年 4月13日			第95期 令和 3年 9月14日 令和 3年10月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,588,221円	費用控除後の配当等収益額	A	7,452,706円

前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日			当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	531,357,543円	収益調整金額	C	483,328,142円
分配準備積立金額	D	29,566,768円	分配準備積立金額	D	21,008,769円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	573,512,532円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	511,789,617円
当ファンドの期末残存口数	F	1,860,978,508口	当ファンドの期末残存口数	F	1,686,867,815口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,081円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,033円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,165,871円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,121,206円
第90期 令和 3年 4月14日 令和 3年 5月13日			第96期 令和 3年10月14日 令和 3年11月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,641,114円	費用控除後の配当等収益額	A	8,580,598円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	517,321,401円	収益調整金額	C	471,355,863円
分配準備積立金額	D	29,954,498円	分配準備積立金額	D	17,836,963円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	558,917,013円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	497,773,424円
当ファンドの期末残存口数	F	1,811,072,430口	当ファンドの期末残存口数	F	1,644,911,296口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,086円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,026円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,866,434円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,869,467円
第91期 令和 3年 5月14日 令和 3年 6月14日			第97期 令和 3年11月16日 令和 3年12月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,141,989円	費用控除後の配当等収益額	A	6,663,402円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	511,564,852円	収益調整金額	C	455,211,408円
分配準備積立金額	D	29,828,967円	分配準備積立金額	D	15,785,077円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	550,535,808円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	477,659,887円
当ファンドの期末残存口数	F	1,788,934,936口	当ファンドの期末残存口数	F	1,587,887,658口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,077円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,008円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,733,609円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,527,325円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年12月15日 至 令和 3年 6月14日	当期 自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	64,835,252	△8,559,957
親投資信託受益証券	—	—
合計	64,835,252	△8,559,957

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [令和 3年 6月14日現在]	当期 [令和 3年12月13日現在]
1口当たり純資産額	0.7216円	0.6947円
(1万口当たり純資産額)	(7,216円)	(6,947円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（ＩＤＲクラス）	1,746,930,146	1,092,006,034	
投資信託受益証券 合計		1,746,930,146	1,092,006,034	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	100,000	
親投資信託受益証券 合計		99,602	100,000	
合計		1,747,029,748	1,092,106,034	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 3年12月13日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	54,882,256
流動資産合計	54,882,256
資産合計	54,882,256

[令和 3年12月13日現在]

負債の部	
流動負債	
未払解約金	5
未払利息	14
流動負債合計	19
負債合計	19
純資産の部	
元本等	
元本	54,664,638
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	217,599
元本等合計	54,882,237
純資産合計	54,882,237
負債純資産合計	54,882,256

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年12月13日現在]
1. 期首	令和 3年 6月15日
期首元本額	152,539,252円
期中追加設定元本額	3,352,634円
期中一部解約元本額	101,227,248円
元本の内訳※	
世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	5,154,901円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	220,146円
マネー・プール・ファンドⅥ	37,678,874円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）成長型	99,562円

	[令和 3年12月13日現在]
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジ）分配型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）成長型	99,562円
国際オルタナティブ戦略 QTX－ウィントン・アルファ・インベストメント・オープン（円ヘッジなし）分配型	99,561円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）	99,602円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,602円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（1年決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ユーロコース（毎月決算型）	9,959円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ブラジル・レアルコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（1年決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）メキシコ・ペソコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	9,960円

	[令和 3年12月13日現在]
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）ロシア・ルーブルコース（毎月決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（1年決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	9,960円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（1年決算型）	9,986円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,592円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドIX（1年決算型）	1,996,372円
国際・キャピタル 日本株式オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンドX（年2回決算型）	3,539,080円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジあり）	4,979円
欧州アクティブ株式オープン（為替ヘッジなし）	4,979円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）毎月決算型	9,952円
アジアリート戦略オープン（為替ヘッジなし）年2回決算型	9,952円
合計	54,664,638円
2. 受益権の総数	54,664,638口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。

区分	自 令和 3年 6月15日 至 令和 3年12月13日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年12月13日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 3年12月13日現在]
1口当たり純資産額	1.0040円
(1万口当たり純資産額)	(10,040円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	11,114,367,304
II 負債総額	6,333,536
III 純資産総額（I－II）	11,108,033,768
IV 発行済口数	12,254,068,849口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9065
(10,000口当たり)	(9,065)

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,029,206,966
II 負債総額	11,891,750
III 純資産総額（I－II）	3,017,315,216
IV 発行済口数	3,293,888,113口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9160
(10,000口当たり)	(9,160)

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	43,967,526,122
II 負債総額	83,829,691
III 純資産総額（I－II）	43,883,696,431
IV 発行済口数	89,451,418,436口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.4906
(10,000口当たり)	(4,906)

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	1,136,422,684
II 負債総額	692,165
III 純資産総額（I－II）	1,135,730,519
IV 発行済口数	1,585,636,640口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.7163
（10,000口当たり）	（7,163）

（参考）

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

令和 3年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	52,976,215
II 負債総額	24
III 純資産総額（I－II）	52,976,191
IV 発行済口数	52,766,731口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0040
（10,000口当たり）	（10,040）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、ます。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2021年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・ 投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	884	19,318,388
追加型公社債投資信託	16	1,378,384
単位型株式投資信託	86	377,090
単位型公社債投資信託	50	187,215
合 計	1,036	21,261,076

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度に係る中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,398,457	※2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	※2	638,994	※2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	584,048	※1	548,902
器具備品	※1	871,893	※1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	※1	819,255	※1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	687,565	533,622
未払金		
未払収益分配金	131,478	158,856
未払償還金	395,400	133,877
未払手数料	※2 4,026,078	※2 5,200,810
その他未払金	※2 3,818,195	※2 4,412,521
未払費用	※2 4,402,578	※2 4,755,909
未払消費税等	629,469	752,617
未払法人税等	617,341	873,027

賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		

支払手数料	※2	27,106,451	※2	26,689,896
広告宣伝費		696,418		668,150
公告費		1,000		250
調査費				
調査費		1,857,271		2,077,942
委託調査費		11,579,175		12,035,954
事務委託費		847,769		798,528
営業雑経費				
通信費		153,731		296,490
印刷費		427,118		378,180
協会費		52,053		51,841
諸会費		15,990		16,613
事務機器関連費		1,953,926		1,977,769
その他営業雑経費		-		8,391
営業費用合計		44,690,907		45,000,009
一般管理費				
給料				
役員報酬		331,987		352,879
給料・手当		6,611,427		6,461,546
賞与引当金繰入		933,517		933,381
役員賞与引当金繰入		124,590		160,710
福利厚生費		1,276,950		1,272,568
交際費		11,871		2,721
旅費交通費		165,891		22,768
租税公課		360,165		402,939
不動産賃借料		647,402		666,331
退職給付費用		422,919		481,135
役員退職慰労引当金繰入		48,183		11,763
固定資産減価償却費		1,307,555		1,358,911
諸経費		427,212		413,538
一般管理費合計		12,669,674		12,541,193
営業利益		13,008,076		12,888,103

(単位：千円)

		第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		90,965		170,807
受取利息	※2	4,169	※2	2,726
投資有価証券償還益		585,179		81,557
収益分配金等時効完成分		101,734		275,835
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		19,987		12,504
営業外収益合計		867,845		609,239
営業外費用				
投資有価証券償還損		96,379		95,946
時効後支払損引当金繰入		-		16,395
事務過誤費		3,483		-
賃貸関連費用		20,339		13,472
その他		1,920		2,932

営業外費用合計		122,122		128,747
経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	※1	8,832	※1	536
固定資産売却損		435		-
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	※2	4,146,534	※2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		△19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							△9,675,175	△9,675,175	△9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△221,989	△221,989	△221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			△9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,124,917	△1,124,917	△1,124,917
当期変動額合計	△1,124,917	△1,124,917	△1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		

当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権

等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
--	--------------------------------------	-------------------------------------

器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ③ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 令和元年6月27日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| ④ | 基準日 | 令和2年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| ③ | 基準日 | 令和2年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	10,576,511千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	49,988円
④	基準日	令和3年3月31日
⑤	効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超	—	709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	—
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	—
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	—
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	—
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	—
資産計	85,428,625	85,428,625	—
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	—
負債計	4,026,078	4,026,078	—

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	—
(2) 有価証券	2,001	2,001	—
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	—
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—

資産計	90,907,057	90,907,057	—
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	—
負債計	5,200,810	5,200,810	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	—	—	—
金銭の信託	100,000	—	—	—
未収委託者報酬	10,296,453	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398

合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398
----	------------	-----------	-----------	--------

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,874,369	10,037,087	△1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	△1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	—	15,060
債券	—	—	—
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
----	---------	-------------	-------------

株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	△52,430	△18,826
退職給付の支払額	△162,904	△192,890
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	△164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	—
退職給付の支払額	△140,518	△159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	△2,460,824	△2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388

未認識数理計算上の差異	△203,136	161,333
未認識過去勤務費用	△419,405	△354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	△375,031	△258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	△47,757	△44,130
数理計算上の差異の 費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る 退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095～0.52%	0.051～0.59%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	△114,834	△79,225
連結納税適用による時価評価	△1,260	△1,203
その他有価証券評価差額金	△801	△1,015,785
その他	△109	△101
繰延税金負債 合計	△117,005	△1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
							取引銀行 コーラブル預金の払戻 (注2)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注2)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注2)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		48,742,270
有価証券		1,291,000
前払費用		682,143
未収入金		166,605
未収委託者報酬		15,228,560
未収収益		694,402
金銭の信託		5,301,000
その他		226,759
流動資産合計		72,332,741
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	527,772
器具備品	※1	1,371,778
土地		628,433
有形固定資産合計		2,527,984
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,217,271
ソフトウェア仮勘定		1,478,970
無形固定資産合計		5,712,064
投資その他の資産		

投資有価証券		14,943,458
関係会社株式		320,136
投資不動産	※1	813,041
長期差入保証金		531,230
前払年金費用		224,272
繰延税金資産		733,199
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		17,586,969
固定資産合計		25,827,017
資産合計		98,159,759

(単位：千円)

第37期中間会計期間
(令和3年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		663,405
未払金		
未払収益分配金		187,200
未払償還金		7,418
未払手数料		6,029,978
その他未払金		2,623,176
未払費用		5,348,002
未払消費税等	※2	757,223
未払法人税等		702,806
賞与引当金		924,214
役員賞与引当金		65,985
その他		5,517
流動負債合計		17,314,927
固定負債		
長期未払金		10,800
退職給付引当金		1,204,214
役員退職慰労引当金		117,938
時効後支払損引当金		256,262
固定負債合計		1,589,215
負債合計		18,904,143
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		23,330,110
利益剰余金合計		30,670,700
株主資本合計		77,403,544

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(令和3年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,852,071
評価・換算差額等合計	1,852,071
純資産合計	79,255,616
負債純資産合計	98,159,759

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日

至 令和3年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	39,061,243
投資顧問料	1,319,230
その他営業収益	7,249
営業収益合計	40,387,723
営業費用	
支払手数料	15,372,436
広告宣伝費	277,284
公告費	250
調査費	
調査費	1,187,915
委託調査費	7,042,637
事務委託費	653,911
営業雑経費	
通信費	75,781
印刷費	194,857
協会費	25,068
諸会費	9,036
事務機器関連費	1,066,190
その他営業雑経費	649
営業費用合計	25,906,022
一般管理費	
給料	
役員報酬	202,454
給料・手当	2,828,313
賞与引当金繰入	924,214
役員賞与引当金繰入	65,985
福利厚生費	637,293
交際費	2,635
旅費交通費	12,678
租税公課	232,446
不動産賃借料	364,289
退職給付費用	195,737
固定資産減価償却費	※1 969,675
諸経費	193,083
一般管理費合計	6,628,807
営業利益	7,852,893

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 令和3年4月1日

至 令和3年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		203,195
受取利息		2,567
投資有価証券償還益		753,216
収益分配金等時効完成分		136,491
受取賃貸料		32,904
その他		4,621
営業外収益合計		1,132,996
営業外費用		
投資有価証券償還損		62
時効後支払損引当金繰入		21,921
事務過誤費		66,316
賃貸関連費用	※1	7,921
その他		7,123
営業外費用合計		103,345
経常利益		8,882,544
特別利益		
投資有価証券売却益		522,323
特別利益合計		522,323
特別損失		
投資有価証券売却損		8,073
投資有価証券評価損		36,558
固定資産除却損		7,408
特別損失合計		52,039
税引前中間純利益		9,352,828
法人税、住民税及び事業税		2,700,962
法人税等調整額		172,220
法人税等合計		2,873,183
中間純利益		6,479,644

(3)中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当中間期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
中間純利益							6,479,644	6,479,644	6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△3,621,178	△3,621,178	△3,621,178
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	23,330,110	30,670,700	77,403,544

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当中間期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
中間純利益			6,479,644
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△449,534	△449,534	△449,534
当中間期変動額合計	△449,534	△449,534	△4,070,713
当中間期末残高	1,852,071	1,852,071	79,255,616

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[会計方針の変更]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債のその他は588,191千円減少、繰延税金資産は180,104千円減少、繰越利益剰余金は408,087千円増加しております。

当中間会計期間の中間損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ97,433千円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、中間財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

※1 減価償却累計額

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
建物	661,109千円
器具備品	1,743,773千円
投資不動産	154,845千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1 減価償却実施額

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	241,452千円
無形固定資産	728,222千円
投資不動産	3,012千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	10,576,511千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	49,988円
④	基準日	令和3年3月31日
⑤	効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

第37期中間会計期間(令和3年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 709,808千円

1年超	354,904千円
合 計	1,064,712千円

（金融商品関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,291,000	1,291,000	—
(2) 金銭の信託	5,301,000	5,301,000	—
(3) 投資有価証券	14,912,098	14,912,098	—
資産計	21,504,098	21,504,098	—

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、中間財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 有価証券 1,291,000千円、投資有価証券14,912,098千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	5,301,000	—	5,301,000
資産計	—	5,301,000	—	5,301,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第37期中間会計期間（令和3年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	18,010,889	15,246,038	2,764,851
	小 計	18,010,889	15,246,038	2,764,851
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,493,209	3,588,600	△95,390
	小 計	3,493,209	3,588,600	△95,390
合 計		21,504,098	18,834,638	2,669,460

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額5,301,000千円、取得価額5,300,000千円）を含めております。
非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (令和3年9月30日現在)
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	374,587.58円
純資産の部の合計額（千円）	79,255,616
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	79,255,616
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	30,624.88円
中間純利益金額（千円）	6,479,644
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	6,479,644
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり中間純利益金額は319.49円減少しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

②資本金の額：324,279百万円（2021年9月末現在）

③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (2021年9月末現在)	③事業の内容
a uカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円 (2021年12月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円 (2021年12月10日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年12月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 6月30日	臨時報告書
2021年 9月13日	有価証券届出書
2021年 9月13日	有価証券報告書
2021年 9月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃印
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也印
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年1月12日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）の令和3年6月15日から令和3年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）の令和3年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年1月12日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和3年6月15日から令和3年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の令和3年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年1月12日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルビーコース（毎月決算型）の令和3年6月15日から令和3年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルビーコース（毎月決算型）の令和3年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年1月12日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の令和3年6月15日から令和3年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の令和3年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年12月3日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃印
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也印
--------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。